



原子力事業者防災業務計画修正届出書

26 原機（も）665
平成27年3月27日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松1番地4-9

氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 松浦 祥次

(担当者

所 属 高速増殖原型炉もんじゅ

運営管理部 危機管理課長

電 話 0770-39-1031 (代表))

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	高速増殖原型炉もんじゅ 福井県敦賀市白木2丁目1番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和58年 5月27日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成27年3月27日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西川 一誠 敦賀市長 河瀬 一治 滋賀県知事 三日月 大造 岐阜県知事 古田 肇
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 インターネットでの公開

高速増殖原型炉もんじゅ
原子力事業者防災業務計画

平成 2 7 年 3 月

独立行政法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ

修正履歴

番号	年 月 日	内 容
—	平成 12 年 6 月 16 日	新規作成
1	平成 13 年 9 月 7 日	・中央省庁等改革に伴う名称変更 ・その他記載の適正化等
2	平成 14 年 8 月 26 日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・その他記載の適正化等
3	平成 15 年 9 月 19 日	・地方公共団体の組織変更及び建設所内異動に伴う反映 ・プラントデータ表示システム運用に伴う反映 ・その他記載の適正化等
4	平成 16 年 9 月 17 日	・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・その他記載の適正化等
5	平成 17 年 10 月 7 日	・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・法人統合に伴う変更 ・その他
6	平成 18 年 9 月 29 日	・F B R センター組織変更に伴う変更 ・記載の適正化
7	平成 19 年 9 月 28 日	・機構内組織変更に伴う変更 ・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
8	平成 20 年 9 月 19 日	・法令改正に伴う変更 ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・原子力防災教育の充実 ・その他記載の適正化
9	平成 21 年 9 月 18 日	・F B R センター組織変更に伴う変更 ・プラントデータ表示システム運用変更に伴う反映
1 0	平成 22 年 9 月 17 日	・人事異動に伴う変更 ・排気筒モニタ及び排水モニタの点検頻度の見直し ・その他記載の適正化
1 1	平成 25 年 3 月 18 日	・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正に伴う反映 ・その他
1 2	平成 25 年 12 月 19 日	・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正、原子力災害対策指針改正に伴う反映 ・その他

修正履歴

番号	年 月 日	内 容
1 3	平成 27 年 3 月 27 日	・国の組織見直し等に伴う反映 ・機構組織改正及び敦賀地区組織改編に伴う反映 ・若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書との整合 ・その他

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害事前対策の実施	6
第1節 原子力防災体制等の整備	6
1. 体制の区分	6
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営方法	8
1. 体制の発令及び解除の方法	8
2. 権限の行使	10
3. 要員の非常招集の方法	10
4. 通報連絡先の一覧表の整備	11
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の 放射線測定設備の設置、検査	11
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	12
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	12
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	12
2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料	12
3. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料	12
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検	13
1. 緊急対策室	13
2. 集合・退避場所	13
3. 緊急処置施設等	13
4. 気象観測設備	13
5. プラントに係るデータ表示システム	13
6. 所内放送装置等	13
第6節 原子力防災教育の実施	13
1. もんじゅにおける原子力防災教育	13
2. 敦賀事業本部における原子力防災教育	14
3. 本部における原子力防災教育	14

第7節	原子力防災訓練の実施	14
1.	もんじゅにおける訓練	14
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	14
第8節	関係機関との連携	15
1.	国との連携	15
2.	地方公共団体との連携	15
3.	防災関係機関等との連携	15
第3章	緊急事態応急対策の実施等	16
第1節	通報、報告等の実施	16
1.	警戒体制及び原子力防災体制の発令等	16
2.	通報の実施	16
3.	情報の収集と報告	17
4.	通話制限	17
5.	他の原子力事業所等からの支援の要請	17
第2節	応急措置の実施	18
1.	応急措置の実施及び概要の報告	18
2.	退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限	18
3.	放射能影響範囲の推定	18
4.	消火活動	19
5.	緊急時医療	19
6.	二次災害防止に関する措置	19
7.	汚染拡大の防止及び防護措置	19
8.	線量評価	20
9.	要員の派遣、資機材の貸与	20
10.	広報活動	20
11.	応急復旧	20
12.	原子力災害の拡大防止を図るための措置	21
13.	被災者相談窓口の設置	21
14.	運搬に係る応急措置	21
第3節	緊急事態応急対策	22
1.	原子力緊急事態の報告	22
2.	応急措置の継続実施	22
3.	要員の派遣、資機材の貸与	22
第4章	原子力災害中長期対策の実施	23
第1節	原子力災害中長期対策の計画等	23
1.	原子力災害中長期対策の計画	23
2.	原子炉施設の復旧対策の実施	23

3. 原子力防災体制の解除	23
4. 原因究明及び再発防止対策	23
5. 汚染の除去	24
6. 被災者への生活再建等の支援	24
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	24
第5章 その他	24
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	24
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	24

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（3）原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。

（4）原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

（5）原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

（6）緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(7) 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(8) 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第3項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた原子力機構を含む。）

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

(9) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(10) 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づきもんじゅを統括管理するもんじゅ所長をいう。

(11) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

(12) 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

(13) 関係周辺都道府県

もんじゅから30kmの区域内にあり、もんじゅに関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

(14) 関係周辺市町村

もんじゅから概ね30kmの区域内にあり、もんじゅに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきもんじゅの原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の敦賀市、美浜町、南越前町、若狭町、小浜市、越前町、福井市、鯖江市、越前市、池田町及び滋賀県の高島市、長浜市並びに岐阜県の揖斐川町をいう。

(15) シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。

(16) 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。

(17) 警戒事象

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- （1）防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- （2）福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画
- （3）関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

(1) 原子力防災管理者は、この計画が前節(2)の地域防災計画と抵触しないことについて、福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨の意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- a. 修正案の作成に当たっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
 - b. 所定の手続きにより福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
 - c. この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式1-5-1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 原子力防災体制等の整備

1. 体制の区分

(1) 警戒体制

警戒事象が発生したとき又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。

(2) 原子力防災体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) もんじゅ

- a. 原子力防災管理者は、もんじゅに別図2-1-1に定める原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-1-1に定める業務を行う。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式2-1-2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀事業本部からの派遣要員を確認しておく。
 - (a) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力
 - (c) 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 敦賀事業本部

- a. 敦賀事業本部長は、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部を設置する。
- b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀事業本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動を統括する。
- c. 敦賀事業本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

(3) 本部

- a. 安全・核セキュリティ統括部長は、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の組織を整備する。
- b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動及び敦賀事業本部が行う活動を総理する。
- c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- a. 原子力防災組織の統括
- b. 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- c. 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- d. 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（a. から c. までの職務を除く。）
- e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力
- f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項

(2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 副原子力防災管理者の代行順位は、別表 2-1-2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者がもんじゅにいないときは原子力防災組織を統括する。

(4) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたときは、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2-1-2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。

- (5) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2-1-3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第 2 節 原子力防災組織の運営方法

1. 体制の発令及び解除の方法

(1) 警戒体制の発令

a. もんじゅ

- (a) 第 2 章第 1 節 1. (1) に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。
- (b) 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀事業本部長に報告するとともに、直ちに別図 2-1-1 の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。

b. 敦賀事業本部

敦賀事業本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における警戒体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

c. 本部

安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部長からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に報告するとともに別図 2-2-3 に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

(2) 警戒体制の解除

a. もんじゅ

もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。

- (a) 発生した事象が終息し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。

- (b) 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。

- b. 敦賀事業本部

敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について意見具申を受けた場合、同項(2) a.(a)又は(b)の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀事業本部における警戒体制を解除する。

- c. 本部

機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項(2) a.(a)又は(b)の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、本部における警戒体制を解除する。

(3) 原子力防災体制の発令

- a. もんじゅ

- (a) 第2章第1節1.(2)に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

- (b) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。

- b. 敦賀事業本部

敦賀事業本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における原子力防災体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

- c. 本部

安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部長からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、本部における原子力防災体制を発令し、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図2-2-3に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

(4) 原子力防災体制の解除

- a. もんじゅ

もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。

- (a) 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。

- (b) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第1章第4節(2)及び美浜町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。

b. 敦賀事業本部

敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項(4) a. (a) 又は(b)の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、敦賀事業本部における原子力防災体制を解除する。

c. 本部

機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項(4) a. (a) 又は(b)の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、本部における原子力防災体制を解除する。

2. 権限の行使

- (1) もんじゅの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、もんじゅ現地対策本部の下で行う。
- (2) もんじゅ現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) もんじゅ現地対策本部の要員は、もんじゅ現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

(1) もんじゅ

原子力防災管理者は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定めるもんじゅ現地対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめもんじゅ現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。

(2) 敦賀事業本部

安全品質推進室長は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図2-2-2に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全品質推進室長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。

(3) 本部

安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部からもんじゅの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-3に定める機構対策本部の要員

を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、安全・核セキュリティ統括部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、敦賀事業本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2-2-5 に定める警戒事象に基づく通報時の連絡
- (2) 別図 2-2-6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡
- (3) 別図 2-2-7 に定めるもんじゅ現地対策本部が設置された後の連絡
- (4) 別図 2-2-8 及び別図 2-2-9 に定める原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の放射線測定設備の設置、検査

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2-3-3 及び別図 2-3-10 に示す放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置する。また、安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。
 - a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。
 - b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
 - c. 年 1 回以上較正を行う。
 - d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。
- (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2-3-4 を用いて、設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。
- (4) 安全管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、技術総括課長は、1 年間保存する。また、技術総括課長は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表 2-3-4

に定める資機材を確保するとともにもんじゅ各室課長に次の措置を講じさせる。

- a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。
- b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式 2-3-5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況については翌月 7 日までに同様に届け出る。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-3-5 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2-3-6 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2-3-11 を目安に設置する。もんじゅ各室課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2-4-7 に定める資料のうち、同条第 4 項に規定するものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料

危機管理課長は、もんじゅ現地対策本部が設置される場所（以下「緊急対策室」という。）に、別表 2-4-7 に定める資料を備え付ける。また、危機管理課長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

危機管理課長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2-4-8 に定める資料を備え付ける。また、危機管理課長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

1. 緊急対策室

危機管理課長、管理課長及び電気保修課長は、緊急対策室内の各設備を整備するとともに、危機管理課長は、換気浄化設備を定期的に点検する。

2. 集合・退避場所

危機管理課長は、別図2-5-12に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、危機管理課長は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 緊急処置施設等

管理課長は、別図2-5-13に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。

4. 気象観測設備

安全管理課長は、別図2-5-13に示す場所に設置した別表2-5-9の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。

5. プラントに係るデータ表示システム

危機管理課長は、もんじゅにおけるプラントに係るデータ表示システム（以下「SPDS」という。）を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

6. 所内放送装置等

管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、危機管理課長は緊急招集システムを、電気保修課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

第6節 原子力防災教育の実施

1. もんじゅにおける原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-6-10に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) もんじゅ及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 敦賀事業本部における原子力防災教育

安全品質推進室長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-11に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

3. 本部における原子力防災教育

安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-12に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

1. もんじゅにおける訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-13に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定した訓練計画について原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本部及び敦賀事業本部と平常時から協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、敦賀事業本部と平常時から協調し、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。なお、第2章第1節2.(1)d.、第2章第1節3.(5)、第2章第3節1.(2)及び第2章第3節2.(2)による届出を行った場合は、美浜町に当該届出に係る書類の写しを送付する。
- (2) 原子力防災管理者は、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第32条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、もんじゅと関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

第3章 緊急事態応急対策の実施等

第1節 通報、報告等の実施

1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等

(1) 警戒体制

原子力防災管理者は、別表3-1-14に定める事象（警戒事象）の発生について通報を受け又は自ら発見したとき、若しくは原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは第2章第2節の方法により警戒体制を発令し、直ちに必要な要員の招集及び様式3-1-7を用いて別図2-2-5に定める関係機関に通報を行う。

(2) 原子力防災体制

- a. 原子力防災管理者は、第2章第1節1.(2)に基づき、第2章第2節の方法により原子力防災体制を発令し、直ちにもんじゅ現地対策本部の要員の非常招集及び別図2-2-8に定める関係機関に連絡を行う。なお、原子力防災体制の発令の連絡は本節2.の通報をもって行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、もんじゅ現地対策本部長として、もんじゅ現地対策本部の指揮を行う。

2. 通報の実施

原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部を設置したときはもんじゅ現地対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-15の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式3-1-8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

また、原子力防災管理者は、別表3-1-17に掲げるものの事業所外運搬（以下この章及び第4章において単に「運搬」という。）における別表3-1-15の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式3-1-8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-9に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

3. 情報の収集と報告

- (1) もんじゅ現地対策本部長は、前項により通報（運搬に係るものを除く。）を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。
- (2) もんじゅ現地対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - d. もんじゅ周辺監視区域境界付近における放射線及び放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 収束の見通し
 - h. 放射能影響範囲の推定結果
 - i. その他必要と認める事項
- (3) もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、前号により収集した事故状況を様式3-1-9にまとめ、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（警戒体制時にあつては別図2-2-5）に報告（運搬にあつては、様式3-1-10に必要事項を記入し、別図2-2-9に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (4) もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。

4. 通話制限

もんじゅ現地対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

5. 他の原子力事業所等からの支援の要請

もんじゅ現地対策本部長は、第3章第1節2. の通報を実施した場合、以下の原子力事業所等から次の支援を敦賀対策本部長に要請する。

- (1) 敦賀対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び当機構で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施及び概要の報告

もんじゅ現地対策本部長は、本節2. から12.（運搬にあつては本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

（1）施設や設備の整備及び点検

（2）故障した設備等の応急復旧

（3）その他応急措置の実施に必要な事項

また、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、様式3-1-9にその概要を記入し、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に報告（運搬にあつては、様式3-1-10に必要な事項を記入し、別図2-2-9に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限

（1）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ周辺監視区域（以下「もんじゅ施設」という。）内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者及び来訪者等（以下「もんじゅ退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務に当たらせる。

（2）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ退避者に対して所内放送装置又は運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。

（3）もんじゅ現地対策本部長は、必要と認めたときはもんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させるよう指示する。なお、退避に当たっては関係機関と調整を行う。また、この際、もんじゅ現地対策本部総務班長は、退避誘導班員にもんじゅ施設外へのもんじゅ退避者の氏名を記録するよう指示する。

なお、もんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させる場合には、もんじゅ現地対策本部対外対応班長はその旨を直ちに福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

（4）もんじゅ現地対策本部総務班長は、原子力防災体制発令中においては、もんじゅ施設内への入域を制限するとともに、もんじゅ施設内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射能影響範囲の推定

（1）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺の放射線及び放射能の測定（以下「もんじゅ緊急時モニタリング」という。）を行う。

（2）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。

- (3) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ緊急時モニタリングのデータ、前号の評価結果、気象観測データ等から放射能影響範囲を推定する。

4. 消火活動

もんじゅ現地対策本部消防班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消防活動を行う。また、火災情報を受けた対外対応班長は消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 緊急時医療

- (1) もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-13に定める緊急処置施設に搬送する。
- (2) もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置及び除染等の措置を講じる。また、もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) もんじゅ現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。
- なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をもんじゅ現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたもんじゅ現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) もんじゅ現地対策本部長は、もんじゅ現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止及び防護措置

- (1) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。

- (2) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表 3-2-18 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うもんじゅ現地対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表 3-2-19 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

10. 広報活動

- (1) もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関からもんじゅでの取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。

依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。

- (2) もんじゅ現地対策本部情報班長は、公表する情報を別図 3-2-14 に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は、公表する内容を取りまとめ、(1) の場所で記者発表を行う。なお、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、別図 2-2-8 (警戒体制時にあっては別図 2-2-5) に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

- (3) もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、もんじゅ施設の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。

- (4) 敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

- (1) もんじゅ現地対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、もんじゅ設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

- (2) もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請する。
また、敦賀対策本部長は、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して別表 3-2-20 の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

1 2. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

もんじゅ現地対策本部長は、次に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センターで実施される事故の拡大の可能性の予測や放射性物質の影響範囲等の評価について十分把握する。

- (1) もんじゅ現地対策本部長は、原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状態の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械及び電気設備の応急補修措置並びに原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (2) 事故の拡大の可能性及び放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染及び被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握を行う。
- (3) 上記(2)の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。
- (4) 上記(2)の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

1 3. 被災者相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

1 4. 運搬に係る応急措置

- (1) もんじゅ現地対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、敦賀対策本部長の協力を得て、直ちに別表 3-2-19 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。
- a. 立入り制限区域の設定及び退避等の実施
 - b. 環境放射線モニタリングの実施
 - c. 消火及び延焼防止措置の実施
 - d. 負傷者等の救出
 - e. 輸送物の安全な場所への移動
 - f. 漏えいの拡大防止措置の実施、汚染の除去及び遮へい対策の実施
 - g. その他必要な措置の実施

なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている職員及び当機構が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、次の措置を講じる。

- h. 立入制限区域の設定及び退避等の実施
- i. 環境放射線モニタリングの実施
- j. 消火及び延焼防止措置の実施
- k. 負傷者等の救出
- l. その他必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態の報告

もんじゅ現地対策本部長は、原災法第15条第1項に関する別表3-3-21に定める報告基準に至った場合は、様式3-3-11を用いて、別図2-2-8（運搬の場合にあつては、様式3-3-12を用いて、別図2-2-9）に定める通報（報告）経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

もんじゅ現地対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

- （1）もんじゅ現地対策本部長は、敦賀対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施するもんじゅ施設外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表3-3-22に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。
- （2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-3-22に定める業務を行う。また、その業務内容について、もんじゅ現地対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

- （3）もんじゅ現地対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、敦賀対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、敦賀対策本部長に要請する。

第4章 原子力災害中長期対策の実施

第1節 原子力災害中長期対策の計画等

1. 原子力災害中長期対策の計画

もんじゅ現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て、原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、美浜町長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査及び汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

もんじゅ現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制の解除

もんじゅ現地対策本部長は、第2章第2節1.(4)により原子力防災体制を解除する。
また、もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災体制を解除しもんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図2-2-8（運搬の場合にあっては、別図2-2-9）に定める通報（報告）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

4. 原因究明及び再発防止対策

もんじゅ現地対策本部長は、機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。

5. 汚染の除去

機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国及び地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

機構対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第1節1. の原子力災害中長期対策計画に基づき、別表4-2-23に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要に応じて必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合、敦賀事業本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-1-24に示す要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) 前項(1)及び(2)による協力を円滑に進めるためのもんじゅ支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合は、敦賀事業本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-2-25に定める要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分

高速増殖原型炉もんじゅ
原子力事業者防災業務計画別冊

平成 2 7 年 3 月

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

目 次

別表 2－1－1	原子力防災要員の職務と配置	1
別表 2－1－2	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	2
別表 2－3－3	もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類	3
別表 2－3－4	原子力防災資機材	4
別表 2－3－5	原子力防災関連資機材	5
別表 2－3－6	シビアアクシデント対策等に関する資機材	6
別表 2－4－7	緊急事態応急対策等拠点施設及び もんじゅ現地対策本部に備え付ける資料	7
別表 2－4－8	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料	8
別表 2－5－9	緊急事態応急対策等の活動で使用する設備	9
別表 2－6－10	もんじゅにおける原子力防災教育の内容	10
別表 2－6－11	敦賀事業本部における原子力防災教育の内容	11
別表 2－6－12	本部における原子力防災教育の内容	12
別表 2－7－13	原子力防災訓練の内容	13
別表 3－1－14	原子力災害対策指針に基づく警戒事象	14
別表 3－1－15	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL	16
別表 3－1－16	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	22
別表 3－1－17	もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの	23
別表 3－2－18	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準	24
別表 3－2－19	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与	25
別表 3－2－20	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	26
別表 3－3－21	原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL	27
別表 3－3－22	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降)	31
別表 4－2－23	原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後)	32
別表 5－1－24	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における 要員の派遣、資機材の貸与	33
別表 5－2－25	福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物 の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力 緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与	37
別図 2－1－1	もんじゅ原子力防災組織 (もんじゅ現地対策本部の組織)	38
別図 2－2－2	敦賀対策本部の組織	39
別図 2－2－3	機構対策本部の組織	40

別図 2-2-4	各対策本部の非常招集連絡経路	4 1
別図 2-2-5	警戒事象に基づく通報（連絡）経路	4 3
別図 2-2-6	警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路	4 4
別図 2-2-7	もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路 （警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路）	4 5
別図 2-2-8	原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路	4 6
別図 2-2-9	事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報 （報告）経路	4 7
別図 2-3-10	もんじゅ施設境界付近の放射線測定設備	4 8
別図 2-3-11	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	4 9
別図 2-5-12	もんじゅ施設の集合・退避場所	5 0
別図 2-5-13	もんじゅ施設内の緊急処置施設等	5 1
別図 3-2-14	公表内容の連絡経路	5 2
様式 1-5-1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	5 3
様式 2-1-2	原子力防災要員現況届出書	5 4
様式 2-1-3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任 届出書	5 5
様式 2-3-4	放射線測定設備現況届出書	5 6
様式 2-3-5	原子力防災資機材現況届出書	5 7
様式 2-7-6	防災訓練実施結果報告書様式	5 8
様式 3-1-7	警戒事象発生通報様式	5 9
様式 3-1-8	特定事象発生通報様式	6 0
様式 3-1-9	応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）	6 1
様式 3-1-10	応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）	6 3
様式 3-3-11	原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式（原子炉施設）	6 5
様式 3-3-12	原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式（事業所外運搬）	6 7
参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準 EAL マトリックス表	6 9

別表 2－1－1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	もんじゅ内	情報班長（運営管理部長） 対外対応班長（技術総括課長） 他 2 名（技術総括課員、危機管理課員）
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副本部長（副所長） 副本部長（品質保証室長） 他 2 名（技術総括課員、プラント保全部員）
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部事務所内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （業務管理部 広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理 （業務管理部広報課長代理） 他 2 名（業務管理部員）
もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長） 他 2 名（安全管理課員、環境監視課員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内	副本部長（プラント管理部長） 運転班長（発電課長） 他 2 名（発電課員）
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	情報班長（運営管理部長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、プラント保全部員）
放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長代理（安全管理課長代理） 他 2 名（プラント保全部員）
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内	総務班長代理（管理課長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、安全管理課員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	もんじゅ内 又は 敦賀事業本部事務所	補修班長（プラント保全部長） 敦賀対策本部資材調達班長 （業務管理部調達課長） 他 2 名（業務管理部経理課員、調達課員）
もんじゅ内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	総務班長（危機管理課長） 総務班員（管理課長代理） 他 2 名（管理課員、プラント保全部員）

別表 2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

代行 順位	副原子力防災管理者
①	所長代理
②	副所長（管理）
③	副所長（品質保証）
④	副所長（運転）
⑤	所付 上級技術主席（保守）
⑥	運営管理部長 兼プラント管理部長
⑦	プラント保全部長
⑧	運営管理部次長 兼危機管理課長

別表 2-3-3 もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト 1 ※ (EL160m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 2 ※ (EL230m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 3 ※ (EL200m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 4 ※ (EL175m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)

※：原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備

別表 2 - 3 - 4 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		もんじゅ該当名称		数量	点検頻度	保管場所	
放射線障害防護用器具	汚染防護服		タイベックスーツ		28 組	1 回／年	緊急対策室	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		空気呼吸器		4 台	1 回／年	洗濯作業室	
	フィルター付き防護マスク		全面マスク		28 個	1 回／年	洗濯作業室	
非常用通信機器	緊急時電話回線		N T T 電話回線		1 回線	—	緊急対策室	
	ファクシミリ		ファクシミリ装置		1 台	1 回／年	緊急対策室	
	携帯電話等		携帯電話		7 台	—	各防災要員携帯	
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器		排気筒モニタ		1 台	施設定期 検査毎*	スタックモニタ計器室(A)	
			排水モニタ		1 台	施設定期 検査毎*	排水モニタ室	
	ガンマ線測定用サーベイメータ		電離箱式サーベイメータ		4 台	1 回／年	放管室、 緊急対策室	
	中性子線測定用サーベイメータ		中性子サーベイメータ		2 台	1 回／年	放管倉庫	
	空間放射線積算線量計		T L D 素子		4 個	1 回／年	放管室	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		汚染測定用サーベイメータ (α線)		1 台	1 回／年	放管倉庫	
			汚染測定用サーベイメータ (β線)		1 台	1 回／年	放管室	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	可搬式ダストサンブラ	サンブラ	4 台	1 回／年	放管室、緊急対策室	
		測定器		測定器	1 台	1 回／年	放管測定室	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	可搬式ヨウ素サンブラ	サンブラ	2 台	1 回／年	放管倉庫	
		測定器		測定器	1 台	1 回／年	放管測定室	
	個人用外部被ばく線量測定機器			アラームメータ		4 0 台	1 回／年	出入管理室
	その他	エリアモニタリング設備		エリアモニタ ・ 格納容器内高レベルエリアモニタ ・ 燃料出入設備通路エリアモニタ ・ 燃料池エリアモニタ		6 台	施設定期 検査毎*	格納容器 燃料出入通路 燃料池エリア
				モニタリングカー	モニタリングカー		移動式 モニタリング設備	1 台
		車両	1 台				道路運送車両法による	車庫
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤		400 錠	1 回／年	健康管理室	
	担架		担架		1 台	1 回／年	健康管理室	
	除染用具		除染キット		1 式	1 回／年	緊急対策室	
	被ばく者の輸送のために 使用可能な車両		救急車		1 台	道路運送車両法による	車庫	
	屋外消火栓設備 又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓		1 式	消防法 による	屋外	
			動力消防ポンプ設備		1 式	1 回／年	車庫	

*：建設段階においては、設備点検時に行う。

別表 2－3－5 原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
非 常 用 通 信 機 器	N T T一般回線	1 0 回線	—	緊急対策室
	無線装置	1 回線	2 回／年	緊急対策室
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1 台	1 回／年	放管計器修理室
	ホールボディカウンタ	2 台	1 回／年	W B C 室
	ゲルマニウム波高分析装置	1 台	1 回／年	放管測定室
その他資機材	緊急時車両	1 台	道路運送車両法 による	車庫

別表 2－3－6 シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	保管場所
大容量電源車 4000kVA	1 台	EL42.8 A/B 山側
移動式電源車※ 300kVA	2 台	EL42.8 A/B 山側
代替ポンプ（電動駆動式） [吐出量：270m ³ /h、全揚程：60m]	2 台	EL42.8 2 番ゲート前広場
代替ポンプ用発電機（エンジン式） 400kVA	1 台	EL42.8 2 番ゲート前広場
水槽付消防自動車 [規格放水量：120m ³ /h 以上、規格放水圧力：0.85MPa]	1 台	車庫
化学消防自動車 [規格放水量：120m ³ /h 以上、規格放水圧力：0.85MPa]	1 台	車庫
大容量電源車用タンクローリ	2 台	EL42.8 A/B 山側
ホイールローダー	1 台	EL42.8 2 番ゲート前広場
燃料（軽油）	約 1040kℓ	EL21.0 屋外タンク貯蔵所

※：移動式電源車は大容量電源車のバックアップとする。

別表 2-4-7 緊急事態応急対策等拠点施設及びもんじゅ現地対策本部に備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
1.組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画※ ② 原子炉施設保安規定※ ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・災害対策運用要領	緊急対策室
2.社会環境に関する資料	(1) もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2万5千分の1） ③ もんじゅ周辺地図（5万分の1） ④ 市町村市街図	緊急対策室
3.放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測データ (2) 空間線量モニタリング配置図 (3) 環境試料サンプリング位置図 (4) 環境モニタリング測定データ (5) 主要系統模式図 (6) 原子炉設置許可申請書※ (7) 系統図 (8) プラント配置図※ (9) プロセス及び放射線計測配置図 (10) プラント主要設備概要 (11) 原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急対策室
4.事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) 核燃料輸送物安全解析書	緊急対策室

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

別表 2-4-8 原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ※① 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 ※② 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定	緊急時対応センター (E R C)
2. 設備に関する資料	(1) 高速増殖原型炉もんじゅ設備資料 ※① 原子炉設置(変更)許可申請書 ※② プラント配置図	緊急時対応センター (E R C)

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表 2－5－9 緊急事態応急対策等の活動で使用する設備

分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
気象観測設備	風向風速計（EL37m）	1 式	1 回／年	発電所構内
	風向風速計（EL172m）	1 式	1 回／年	発電所構内

別表 2－6－10 もんじゅにおける原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	情報班、総務班、対外対応班、消防班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	・原災法及び関係法令の概要 ・もんじゅ原子力防災業務計画の概要 ・もんじゅ原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・もんじゅの原子力防災組織の構成、各班の職務 ・緊急時運転操作等の概要
もんじゅ及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識	対外対応班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年 施設又は設備に変更が生じた場合	・もんじゅの放射線監視設備 ・事故時対応操作と関連設備 ・輸送容器の種類及び構造 ・緊急対策室の機能
放射線防護に関する知識	消防班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	入所時及び1回／3年。ただし、あらかじめ定める基準を満足する場合は省略（労働安全衛生法に定める特別教育にて実施）	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む。）のための措置
	総務班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	・被ばくに対する応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	放射線管理班及び運転班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合並びに測定方法及び機器を含む設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途、目的及び測定方法 ・測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	情報班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	・シビアアクシデントに関する基礎的知識

（注）防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の要員に伝達教育を行う。

別表 2－6－1 1 敦賀事業本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 原災法及び関係法令の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・ 敦賀対策本部の組織構成、各班の職務
放射線防護に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護（除染を含む）のための措置 ・ 被ばくに対する応急手当の知識

別表 2－6－1 2 本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、人事班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 原災法、関係法令等の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 機構対策本部の組織構成、各班の職務 ・ 事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、人事班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表 2－7－1 3 原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合防災訓練	敦賀対策本部要員 もんじゅ現地対策本部 要員	1 回／年	敦賀事業本部と合同による総合防災訓練を行い、社内における情報連絡、技術的検討、もんじゅ現地対策本部の支援等が円滑に行われることを確認する。 訓練ではシビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、以下の内容を適宜組み合わせて行う。 ①要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 ②通報訓練 事象発生から終結までの情報を収集し、関係個所に通報、連絡を行う。 ③緊急時環境モニタリング もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺について、モニタリングカーによる空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を行う。 ④もんじゅ施設内退避者誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、協力会社社員、外来者及び災害対策活動に従事しない所員について、退避誘導者により指定された集合・退避場所に誘導する。 ⑤緊急時被ばく医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。 ⑥全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う。 ⑦アクシデントマネジメント対応 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。

別表 3－1－1 4 原子力災害対策指針に基づく警戒事象（1/2）

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明 (注)
冷やす	AL 2 6	＜全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続したとき、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続したとき。	・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみ」とは、使用可能な所内非常用高圧母線が 1 系統となった場合において、当該母線への供給電源が、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器、又は予備変圧器のどれか一つになった場合。 ・「外部電源」とは、電力系統からの電力を所内非常用高圧母線へ供給する設備をいう。
	AL 3 0	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池をいう。 ・炉外燃料貯蔵槽については、炉外燃料貯蔵槽冷却系による強制循環除熱が全て喪失した場合をいう。 ・燃料池については、水位が漏えい等により NWL-500mm 以下に低下し、50 日以内に水位が復帰しない場合をいう。
閉じ込める	AL 4 2	＜単一障壁の喪失又は喪失の可能性＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が 1 ループ当たり 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が 2 チャンネル以上検出される場合をいう。
その他警戒	AL 5 1	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・「原子炉制御室その他の箇所」とは中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤の設置場所をいう。 ・「原子炉制御室その他の箇所」が放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし、作業等のため一時的に中央制御室の循環が悪化した場合を除く。
	AL 5 2	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか 1 つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか 1 つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。

別表 3－1－1 4 原子力災害対策指針に基づく警戒事象（2 / 2）

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明 ^(注)
その他警戒	AL 5 3	＜重要区域での火災・溢水による 安全機能の一部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が 1 系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

（※）「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3－1－1 6 に示す。

（注）「もんじゅ」特有の EAL については、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

別表３－１－１５ 原災法第１０条第１項に基づく通報基準及びEAL（１／６）

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ １．原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備により、５マイクロシーベルト／時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 （１）以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（５マイクロシーベルト／時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・排気筒モニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・燃料出入設備通路エリアモニタ ・燃料池エリアモニタ （２）当該数値が落雷の時に検出された場合 ２．原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５マイクロシーベルト／時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、１マイクロシーベルト／時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第４条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、５マイクロシーベルト／時以上のものとなっているとき。 ただし、１マイクロシーベルト／時以上が検出されているときで、上記１．（１）又は（２）に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、１．（１）の「５マイクロシーベルト／時」は、「１マイクロシーベルト／時」に読み替える。	・「原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト１，２，３，４ ・「放射線測定設備により、５マイクロシーベルト／時（１マイクロシーベルト／時）以上を検出」とは、単位時間（２分以内のものとして「１分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が５マイクロシーベルト／時（１マイクロシーベルト／時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因を直ちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第４条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、１時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の１基で１０分以上継続又は２基以上について、５マイクロシーベルト／時を検出した場合は、GE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象（１０条）の通報書面に緊急事態事象（１５条）にも該当する旨の記載を行うことにより、１本化して通報を行うことができる。
	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する。）	・「排気筒その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排気筒ガスモニタ（スクラム計器室（Ａ）） ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断する。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象（１０条）の通報書面に緊急事態事象（１５条）にも該当する旨の記載を行うことにより、１本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５マイクロシーベルト／時に相当するものとして規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する。）	・「排水口その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排水モニタ（排水モニタ室） ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排水口にて測定される計数率で判断する。 ・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象（１０条）の通報書面に緊急事態事象（１５条）にも該当する旨の記載を行うことにより、１本化して通報を行うことができる。

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (2/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 (イ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 イ 50 マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10 分以上継続して検出する。) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「50 マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50 マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 (ロ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質の検出。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 5 マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (3/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	SE06	政令第 7 条第 1 項第 2 号	<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、新燃料又は使用済燃料の管理において、所在管理又はラック等の形状管理ができなくなり、臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
冷やす	SE21	規則第 7 条表中ハ一(1)	<原子炉冷却材漏えいによる 非常用炉心冷却装置作動> 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	・「原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生する」とは、漏えい率が 50t/h を上回るナトリウム漏えいが発生する場合をいう。
	SE23	規則第 7 条表中ハ一(2)	<残留熱除去機能の喪失> 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	・「主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する」とは、原子炉トリップ後の残留熱除去機能において、補助冷却設備の強制循環による除熱機能が全て喪失した場合をいう。
	SE26	規則第 7 条表中ハ一(3)	<全交流電源の 5 分以上喪失（旧基準炉）> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。
	SE27	規則第 7 条表中ハ一(4)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A,B,C 非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が 1 母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器（予備充電器を含む）のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。
	SE29	規則第 7 条表中ハ一(5)	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	・原子炉の状態が「低温停止」において適用する。 ・「当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失する」とは、原子炉停止中における崩壊熱除去運転中において、補助冷却設備の強制循環運転及び自然循環運転による崩壊熱除去運転、メンテナンス冷却系による崩壊熱除去運転の全ての除熱運転機能が喪失した場合をいう。 ・長期停止であって、崩壊熱が原子炉容器の放散熱を下回っている状態では、上記の場合に加えてナトリウムレベルが $EsL^{*1}(NsL^{*2}-4280\text{mm})$ 以下となり自然放熱が期待できないおそれがある場合をいう。

*1: EsL : エマージェンシ・レベル

*2: NsL : 原子炉容器通常冷却材液位

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (4/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
冷やす	SE30	規則 第 7 条 表中 ハ－(6)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと 又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、以下の場合をいう。 ① 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位がナトリウム漏洩等により低下し、燃料集合体の発熱部上端である EL32.465m まで低下した場合をいう。 ② 炉外燃料貯蔵槽の炉外燃料貯蔵槽冷却系による強制循環除熱機能が全て喪失した状態において、自然循環除熱機能が 1 系統喪失した場合をいう。 ③ 燃料池の水位が漏えい等により低下し、燃料移送機グリッパ上限位置 EL38.6m まで低下した場合をいう。 ・「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的手段によって液面若しくは水面の位置が確認できない場合をいう。
	SE41	規則 第 7 条 表中 ハ－(10)	＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	・原子炉の状態が「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される」とは、漏えい率が 50t/h を上回る原子炉冷却材漏えいが発生した場合をいう。
閉じ込める	SE42	規則 第 7 条 表中 ハ－(11)	＜2 つの障壁の喪失又は喪失の可能性＞ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が 1 ループ当たり 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉格納容器障壁の喪失」とは、格納容器隔離信号が動作した場合において、隔離弁のいずれか 1 系列以上の全弁が自動及び手動で閉止できない、又は隔離弁の閉止が成功した以降も直接放出経路がある場合をいう。
その他脅威	SE51	規則 第 7 条 表中 ハ－(7)	＜原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室の操作盤で操作できない状態をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した状況が進行中である場合若しくは燃料池に関する異常が発生した場合をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、主に原子炉を制御する盤又は原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のどちらかの制御盤において、表示等の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと、又は警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (5/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
その他脅威	SE52	規則 第 7 条 表中 ハ－(8)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。
	SE53	規則 第 7 条 表中 ハ－(9)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。
	SE54	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号 又は 第 4 号	＜特定事象にかかる緊急事態事象の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、原災法施行令に基づき、GE06～GE55 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。
	SE55	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 ロー(13)	＜防護措置の準備及び 一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。
	XSE61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	＜事業所外運搬での放射線量率の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 100 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
事業所外運搬	XSE62	省令 第 3 条	＜事業所外運搬での放射性物質漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 3 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (6/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
事業 所外 運搬	XSE63	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号 又は 第 4 号	<事業所外運搬の特定事象にかかる 原子力緊急事態事象の発生> 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、XGE61～XGE62 の緊急事 態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報 を行うためのものであり、該当する事象は、各 項目を参照。

(※)「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3-1-16 に示す。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

(注)「もんじゅ」特有の EAL については、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

別表3－1－16 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

機器又は系統名	場 所	EAL番号	備 考
原子炉容器	原子炉容器室	SE42、GE42	
1次主冷却系	1次主冷却系室（A、B、C）	SE29、GE29 SE42、GE42	
炉内構造物	原子炉容器室	SE42、GE42	
ガードベッセル	原子炉容器室	SE42、GE42	
原子炉停止系(主炉停止系、後備炉停止系)	リレー室	GE11 SE51、GE51	
2次主冷却系	2次主循環ポンプ室（A、B、C）	SE29、GE29	
補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器室（A、B、C）	SE29、GE29	
1次メンテナンス冷却系	1次メンテナンス冷却系室	SE29、GE29 SE42、GE42	
原子炉格納容器	屋外（原子炉建物内）	SE41、GE41 SE42、GE42	
アニュラス循環排気設備	アニュラス循環排気装置室	SE41、GE41	
1次アルゴンガス系	1次アルゴンガス系圧縮機室（A、B、C）	SE41、GE41	
安全保護系	リレー室	GE11	
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室（A、B、C）	SE26、GE26	
中央制御室 主盤	中央制御室	SE51、GE51	
中央制御室 原子炉補助盤	中央制御室	SE51、GE51	
中央制御室空調装置	中央制御室空調装置室	SE51、GE51	
原子炉補機冷却水設備	補機冷却系室（A、B、C）	SE26、GE26	
原子炉補機冷却海水設備	取水口	SE26、GE26	
充電器（予備充電器含む）	非常用低圧電気設備室（A、B、C）	SE27、GE27	
蓄電池	バッテリー室（A、B、C）	SE27、GE27	
炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽室	SE30、GE30	
炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ	炉外燃料貯蔵槽冷却系室（A、B、C）	SE30、GE30	
燃料池	燃料池エリア	SE30、GE30	
燃料池冷却循環ポンプ	燃料池水冷却浄化系室	SE30、GE30	

別表 3－1－17 もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの

使用済燃料
照射試験片等（L 型及び IP-1 型は除く。）

なお、照射試験片等の輸送については、当機構が原子力損害の賠償に関する法律に基づく被保険者の場合に限る。

別表 3－2－18 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
服用基準	①. 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降、原子力施設内のエリアモニタで、0.1 mSv/h の空間線量率の上昇を検知した場合 ②. 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降、炉心損傷（原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上）を検知した場合
服用対象者	原子力緊急時対策本部の全要員。ただし、服用不適格者は除く。 なお、慎重投与対象者には投与後、30 分程度観察を行う。 （服用不適格者） ヨウ素剤過敏症の既往歴のある者 （慎重投与対象者） 造影剤過敏症の既往歴のある者、低補体性血管炎の過敏症の既往歴のある者又は治療中の者及びジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	1 日、1 回、医療品ヨウ化カリウムの丸薬 2 丸（ヨウ素量 76 mg 、ヨウ化カリウム量 100 mg ）を服用する。
服用回数	10 日を限度とする。

別表 3-2-19 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：もんじゅ)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急 時対応センター (ERC)	東京事務所	2名	携帯電話	各1台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリ ングセンター※1	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	1名 2名 1名	シンチレーション式サーバイメータ 電離箱式サーバイメータ 個人線量計 モニタリングカー（ふげん）	2台 2台 4台 1台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事 業者支援連携本部 ※2 (日本原子力発電株 敦賀地区本部)	「ふげん」 敦賀事業本部	13名 2名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する 確認書 資機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーバイメータ 個人線量計	各1台 1冊 1冊 1式 1台 9台 15台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
プレス対応	敦賀事業本部	2名	携帯電話	各1台	・緊急時記者発表
原子力防災センタ ー	「もんじゅ」 敦賀事業本部	1名 4名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表	各1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式	・原子力防災センターにおける 設営準備 ・連絡会議への参加
福井県、敦賀市、 関係周辺都道府 県及び関係周辺 市町村の災害対 策本部	「もんじゅ」 敦賀事業本部	20名	携帯電話	各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項の支援
事業所外運搬に係 る特定事象発生場 所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 敦賀事業本部	5名 1名 3名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーバイメータ 電離箱式サーバイメータ 表面汚染密度測定用サーバイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	1式 1式 1台 2台 2台 2台 1式 1台 4台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

※1：警戒体制発令時には、関係機関からの要請に応じて派遣する。

※2：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域
原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が
調整し派遣。

別表 3－2－20 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

法人の名称	株式会社白木
主たる事務所の所在地	福井県敦賀市白木 1－4 3 5－1
業務の範囲及び 実施方法	・ 緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における損傷機器等の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務

法人の名称	株式会社ナスカ
主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6
業務の範囲及び 実施方法	・ 瓦礫等の障害物の除去 ・ 上記の業務に付帯する業務

別表 3-3-21 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (1/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト 1, 2, 3, 4 ・「5 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト／時以上となっている状態が、10 分以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして省令第 19 条で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10 分間以上継続して検出する。)	・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱い、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして省令第 19 条で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10 分間以上継続して検出する。)	・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱い、SE03 に準ずる。
	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5 ミリシーベルト／時以上の放射線量(10 分間以上継続して検出する。) なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「5 ミリシーベルト／時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5 ミリシーベルト／時以上である場合をいう。

別表 3-3-21 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (2/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 ^(注)
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<施設内(原子炉外) 臨界事故> 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
止める	GE11	規則第14条表中ハ(1)	<原子炉停止の失敗又は停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	・「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 ・「制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。」とは、原子炉の運転中において、原子炉の非常停止が必要な場合に、以下のいずれの制御棒動作によっても制御棒が挿入されない場合をいう。 1) 原子炉自動トリップ(主炉停止系、後備炉停止系) 2) 原子炉手動トリップ 3) 原子炉トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップ 4) 制御棒駆動機構による制御棒挿入

別表３－３－２１ 原災法第１５条第１項に関する報告基準及びEAL（３／４）

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
冷やす	GE23	規則 第１４条 表中 ハ－(2)	＜全ての冷却機能の喪失＞ 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	・「原子炉を冷却する全ての機能が喪失」とは、原子炉トリップ後の残留熱除去機能において、補助冷却設備の強制循環及び自然循環モードによる除熱機能が喪失し、さらにメンテナンス冷却系による除熱機能が喪失した場合をいう。
	GE26	規則 第１４条 表中 ハ－(4)	＜全交流電源の３０分以上喪失（旧基準炉）＞ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。	・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。
	GE27	規則 第１４条 表中 ハ－(5)	＜全直流電源の５分以上喪失＞ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A,B,C 非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。
	GE28	規則 第１４条 表中 ハ－(6)	＜炉心損傷の検出＞ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率及び原子炉容器出口ナトリウム温度が基準値以上となった場合をいう。
	GE29	規則 第１４条 表中 ハ－(7)	＜停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	・原子炉の状態が「低温停止」において適用する。 ・「原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象」とは、原子炉容器液面計がスケールダウン（計測下限値：NsL* ¹ -4350mm）し、１次メンテナンス冷却系吸込配管位置（NsL* ¹ -6280mm）まで低下（１次メンテナンス冷却系のナトリウム流動停止）した場合をいう。
	GE30	規則 第１４条 表中 ハ－(8)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・ 放射線放出＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池をいう。 ・炉外燃料貯蔵槽の炉外燃料貯蔵槽冷却系による強制循環除熱機能が全て喪失した状態において、自然循環除熱機能が２系統以上喪失した場合をいう。 ・燃料池の水位が漏えい等により低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう。
閉じ込める	GE41	規則 第１４条 表中 ハ－(3)	＜格納容器圧力の異常上昇＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	・「当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度」とは、以下をいう。 ①最高使用圧力は、49kPa(gage) ②最高使用温度は、150℃

※1：NsL：原子炉容器通常冷却材液位

別表 3-3-21 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (4/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
閉じ込める	GE42	規則 第 14 条 表中 ハ一 (10)	＜ 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失 又は喪失の可能性＞ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が 喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁 が喪失するおそれがあること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が 1 ループ当たり 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉格納容器障壁の喪失」とは、格納容器隔離信号が動作した場合において、隔離弁のいずれか 1 系列以上の全弁が自動及び手動で閉止できない、又は隔離弁の閉止が成功した以降も直接放出経路がある場合をいう。
	GE51	規則 第 14 条 表中 ハ一 (9)	＜原子炉制御室等の機能喪失・警報喪失＞ 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	・「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇により中央制御室からの退避が必要な場合をいう。 ・「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、主に原子炉を制御する盤及び原子炉以外の原子炉施設を制御する盤の両方において、表示等の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと、又は警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。
その他脅威	GE55	規則 第 14 条 表中 ハ一 (11)	＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10 ミリシーベルト/時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。
	XGE62	省令 第 4 条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 4 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

（注）「もんじゅ」特有の EAL については、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

別表 3-3-2 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降)

(発災：もんじゅ)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター (ERC)	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・ 事後対策情報の提供 ・ 決定事項の伝達
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	4 名 3 名 4 名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 人員輸送車両	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 2 台	・ 総合調整の協力 ・ 住民への広報支援の協力 ・ プレス対応 ・ 放射線影響評価、予測の協力 ・ 事故状況把握、進展予測の協力 ・ 原子力防災センターにおける管理の協力 ・ 地域住民等の避難措置への協力
合同対策協議会	敦賀事業本部	1 名	携帯電話	各 1 台	・ 関係機関との調整 ・ 情報の共有化
事業者支援連携 (原子力防災センター内)	敦賀事業本部	2 名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1 台 各 1 名 1 式 1 式	・ 原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・ 原子力事業者支援本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	1 名 2 名 1 名	シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 個人線量計 モニタリングカー (ふげん)	2 台 2 台 4 台 1 台	・ 初期モニタリング ・ 中間モニタリング
原子力事業者支援本部 (日本原子力発電 株敦賀地区本部)	「ふげん」 敦賀事業本部	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・ 機構内への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整 ・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など
福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村の災害対策本部	「もんじゅ」 敦賀事業本部	20 名	携帯電話	各 1 台	・ 事故情報提供 ・ 決定事項等の伝達 ・ 技術的事項の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 敦賀事業本部	5 名 1 名 3 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用輸送車両 個人線量計	1 式 1 式 各 1 台 2 台 2 台 2 台 1 式 1 台 4 台	・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」及び「ふげん」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表４－２－２３ 原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第１５条第４項の原子力緊急事態解除宣言後)

(発災：もんじゅ)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	東京事務所	２名	携帯電話	各１台	・ 中長期対策情報の提供 ・ 決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	１名 ２名 １名	シンチレーション式サーバイメータ 電離箱式サーバイメータ 個人線量計 モニタリングカー（ふげん）	２台 ２台 ４台 １台	・ 復旧期モニタリング
原子力防災センター 中長期対策組織等（汚染検査、汚染除去に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	３名 ４名 １名	要員・機材輸送車 表面汚染密度測定用サーバイメータ スミヤロ紙 ウエス	１台 ４台 １式 １式	・ 復旧期環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など
原子力防災センター 中長期対策組織等（広報活動に関する事項）	「もんじゅ」 敦賀事業本部	１名 ３名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	１冊 １式 １台	・ 中長期対策組織の設置準備 ・ もんじゅ現地対策本部と中長期対策組織との情報交換 ・ 対策の実施状況の広報資料の作成 ・ 記者発表の実施
原子力防災センター 中長期対策組織等（住民相談窓口の設置に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	１名 １名 ２名	原子力事業者防災業務計画	１冊	・ 事故情報等に関する問い合わせ対応 ・ 汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・ 事故対策本部への協力 ・ 被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
原子力事業者支援本部 (日本原子力発電 株敦賀地区本部)	「ふげん」 敦賀事業本部	１３名 ２名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーバイメータ 個人線量計	各１台 １冊 １冊 １式 １台 ９台 １５台	・ 機構内への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整 ・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－２４ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（1/4）
（関西電力（株）又は日本原子力発電（株）が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	6名 2名 9名	モニタリングカー 高機能モニタリングカー NaIシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） 熱蛍光線量計（TLD） TLDリーダー TLDアニール装置 ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型NaIポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	2台 1台 4台 9台 8台 3台 5台 4台 50個 1台 1台 1台 1台 1台 40個 1台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
事業者支援連携（原子力防災センター内）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	1名 1名 2名	要員・機材用輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画	1台 各1台 1式 1式	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部 ^{※1} への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部 ^{※1※2}	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部 運研センター	5名 5名 2名 3名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 資機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計 除染器具（敦賀事業本部） 高圧洗浄機（敦賀事業本部）	各1台 1冊 1冊 1式 1台 6台 10台 1式 1台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
もんじゅ緊急処置施設	「もんじゅ」	2名	緊急処置施設内設備及び資機材	1式	・自治体医療本部等からの受入れ要請に対応した緊急時医療協力

※1：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※2：関西電力㈱美浜発電所が発災事業者の場合：関西電力㈱美浜整備センター

関西電力㈱大飯発電所又は高浜発電所が発災事業者の場合：関西電力㈱原子力保修訓練センター

日本原子力発電㈱が発災事業者の場合：原子力機構櫛川寮別館

※3：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－２４ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（２/４）
（「ふげん」が発災場所の場合）

<原子力防災体制発令後>

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀事業本部	3名 1名	モニタリングカー 高性能モニタリングカー NaIシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） TLDリーダー TLDアニール装置 ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型NaIポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	1台 1台 2台 2台 5台 2台 2台 4台 1台 1台 2台 1台 1台 4台 1台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 敦賀事業本部 運研センター	10名 2名 3名	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各1台 9台 15台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－２４ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（3/4）
（「ふげん」が発災場所の場合）

＜原災法 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降＞

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	4 名 3 名 4 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力
事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「もんじゅ」 敦賀事業本部	1 名 3 名	携帯電話	各 1 名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀事業本部	3 名 1 名	モニタリングカー 高機能モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） T L D リーダ T L D アニール装置 ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge 検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	1 台 1 台 2 台 2 台 5 台 2 台 2 台 4 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 4 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 敦賀事業本部 運研センター	10 名 2 名 3 名	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難・退域時検査及び除染など
もんじゅ 緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ要請に対応した緊急時医療協力

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－２４ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（４／４）
（「ふげん」が発災場所の場合）

<原災法 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後>

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀事業本部	3 名 1 名	モニタリングカー 高性能モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） T L Dリーダ T L Dアニール装置 ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	1 台 1 台 2 台 2 台 5 台 2 台 2 台 4 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 4 台 1 台	・ 復旧期モニタリング
中長期対策組織等（汚染検査、汚染除去に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	6 名 1 名 1 名	_____	—	・ 復旧環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など
中長期対策組織等（住民相談窓口の設置に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	1 名 1 名 2 名	_____	—	・ 事故情報等に関する問い合わせ対応 ・ 汚染状況等に関する問い合わせ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 敦賀事業本部 運研センター	10 名 2 名 3 名	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・ 機構内への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整 ・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－２－２５ 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与

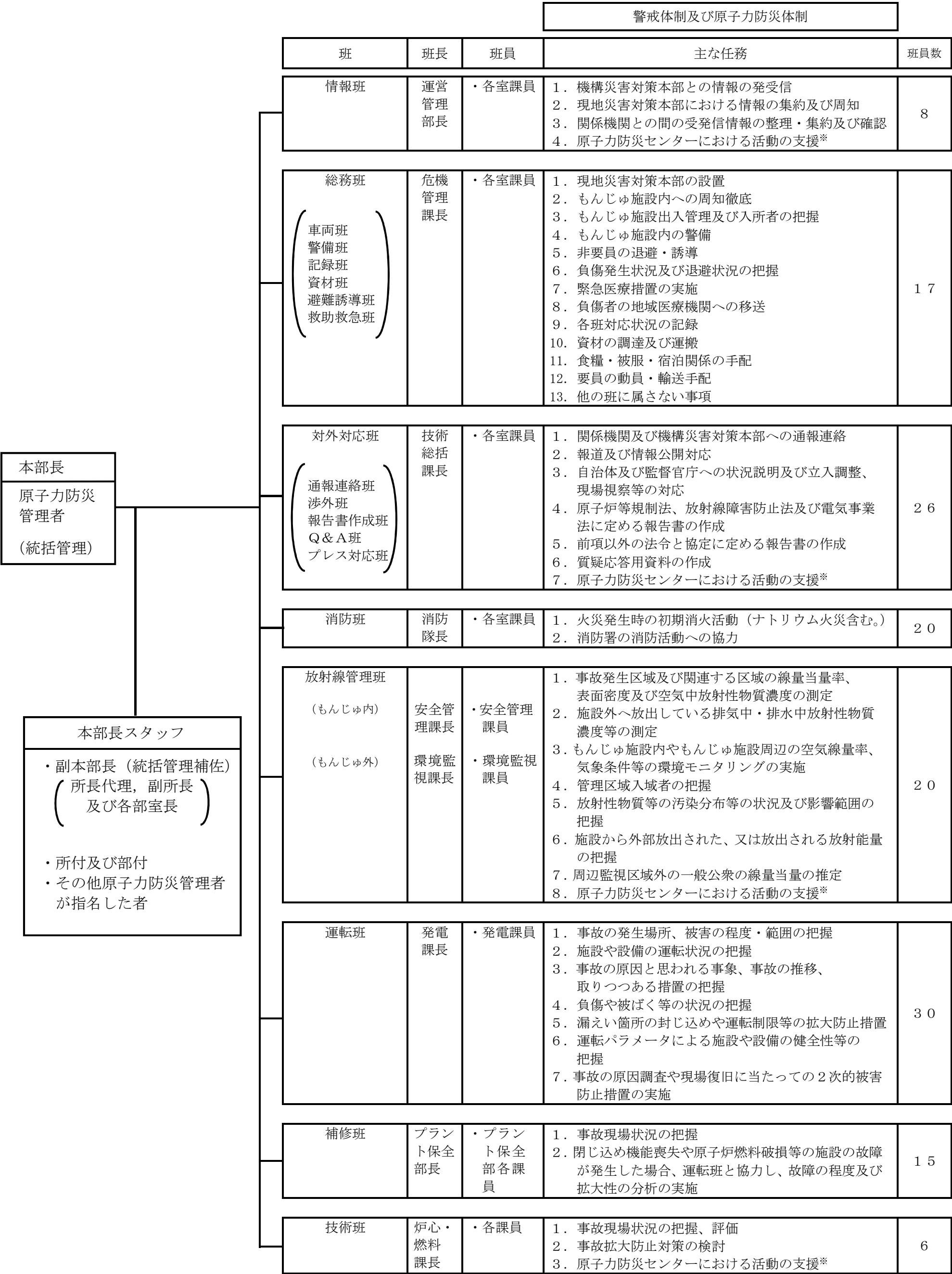
(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣組織	基準要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与	基準数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	6名 3名 6名	モニタリングカー シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト 可搬式ダストサンブラ 個人線量計	2台 4台 9台 9台 3台 5台 15台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
事業所外運搬に係る特定事象発生場所 (もんじゅ付近で発災した場合)	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	2名 2名 3名	携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	各1台 2台 2台 2台 1式 1台 7台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「もんじゅ」及び「ふげん」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別図 2－1－1 もんじゅ原子力防災組織（もんじゅ現地対策本部の組織）



※：警戒体制発令時は除く。

別図 2 - 2 - 2 敦賀対策本部の組織

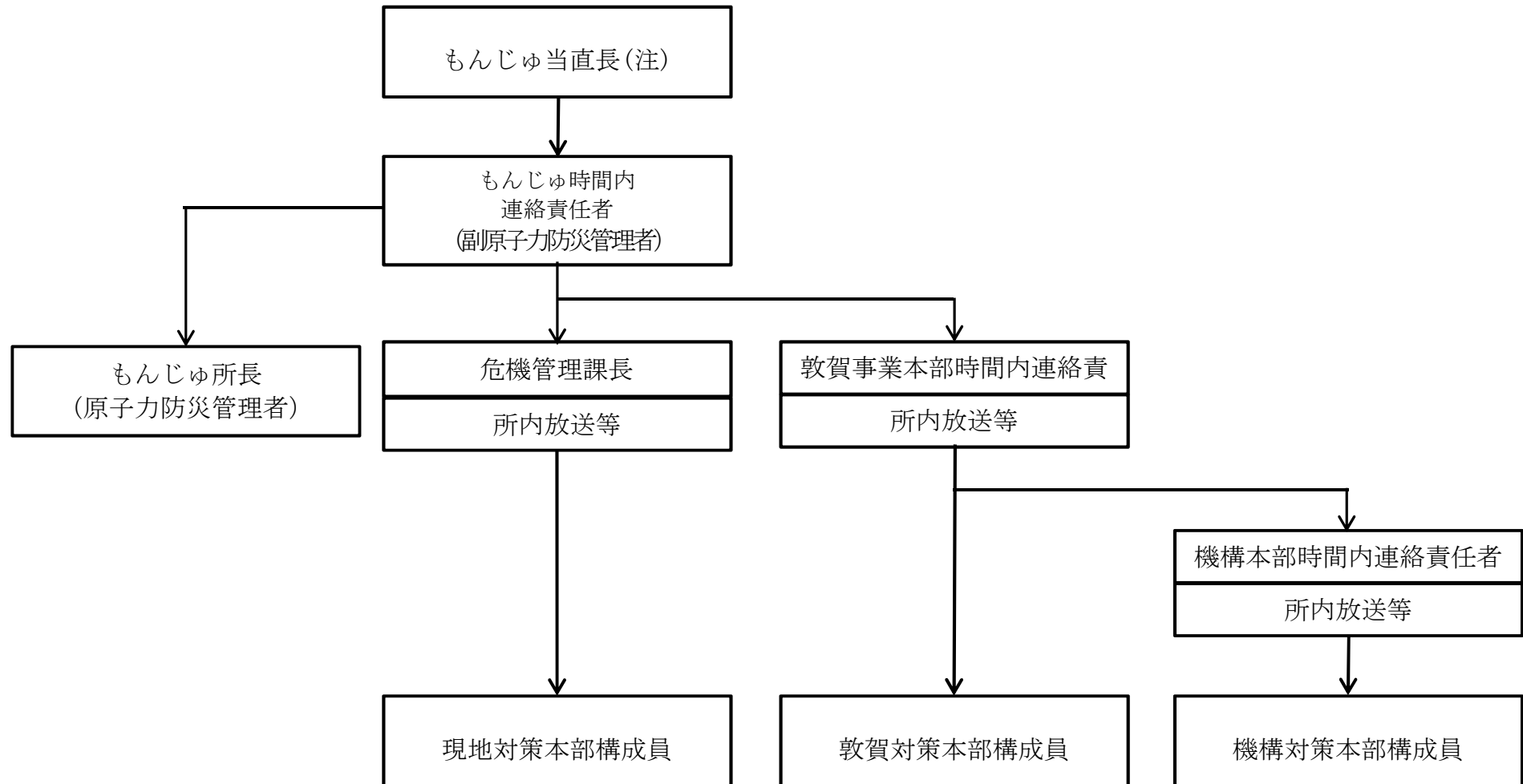
警戒体制及び原子力防災体制		
構成		主な任務
敦賀対策本部長	本部長代理	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐、支援対応への進言
	本部長スタッフ	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐、支援対応への進言 ・ 本部長代理欠務時の代役
	情報専任者	・ 敦賀対策本部の支援情報全般の集約
	情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 敦賀対策本部に関する時系列の整理
	広報班	・ 報道支援、報道への災害情報提供 ・ Q & A 対応
	総務班	・ 災害情報の敦賀事業本部内周知 ・ 支援要員対応 ・ 視察者等の調整支援 ・ 食料や被服の調達 ・ 地元住民に関する事項 ・ 原子力防災センターへの要員派遣整理※ ・ 事業者支援連携本部への要員派遣調整※
	地域対応班	・ 災害情報の地域説明支援 ・ Q & A 対応
	資材調達班	・ 現地対策本部の現場復旧に必要な資機材の調達
	厚生医療班	・ 現地対策本部の緊急医療支援

※：警戒体制発令時は除く。

別図 2 - 2 - 3 機構対策本部の組織

原子力防災体制		
構成		主な任務
機構対策本部長	本部長代理	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理
	本部長補佐	・ 本部長の補佐 ・ 本部長代理に支障がある場合の職務の代理
	本部付	・ 各担当業務機能の統括
	本部長スタッフ	・ 本部長の補佐、支援対応への進言
	情報専任者	・ 機構対策本部の情報全般の集約
	情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
	広報班	・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q & A 対応
	総務班	・ 情報の機構対策本部内周知 ・ 支援要員派遣と支援用資機材提供の対応 ・ 食料や被服の調達
	人事班	・ 支援要員の調整
	資材調達班	・ 現場復旧等に必要な資機材の調達
	厚生医療班	・ 緊急医療支援 ・ 宿泊等の手配
	東京支援班	・ 東京地区政府間機関への説明、情報提供 ・ 東京事務所内への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援

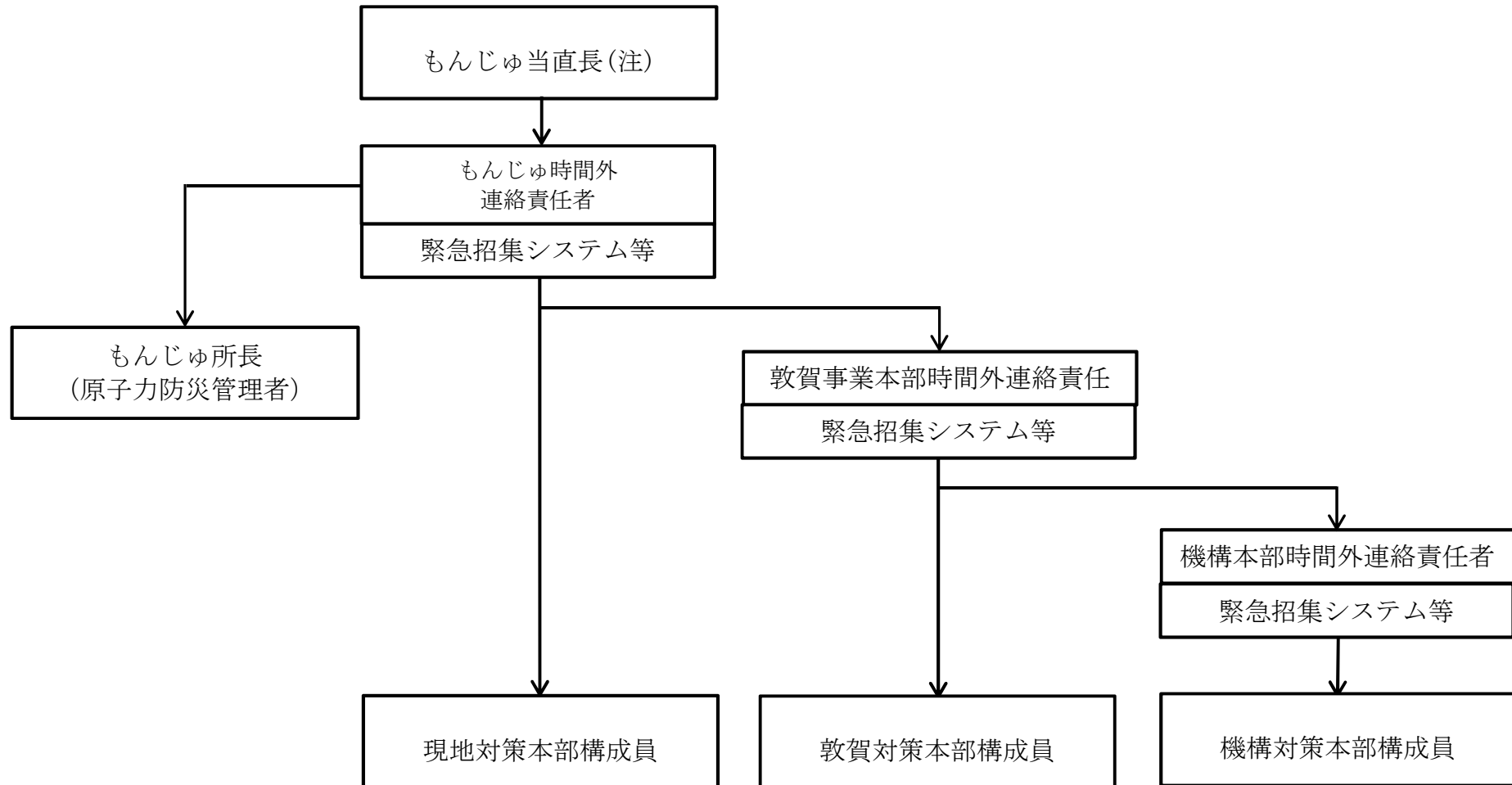
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（1／2）（通常勤務時間内）



（注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

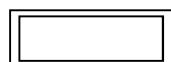
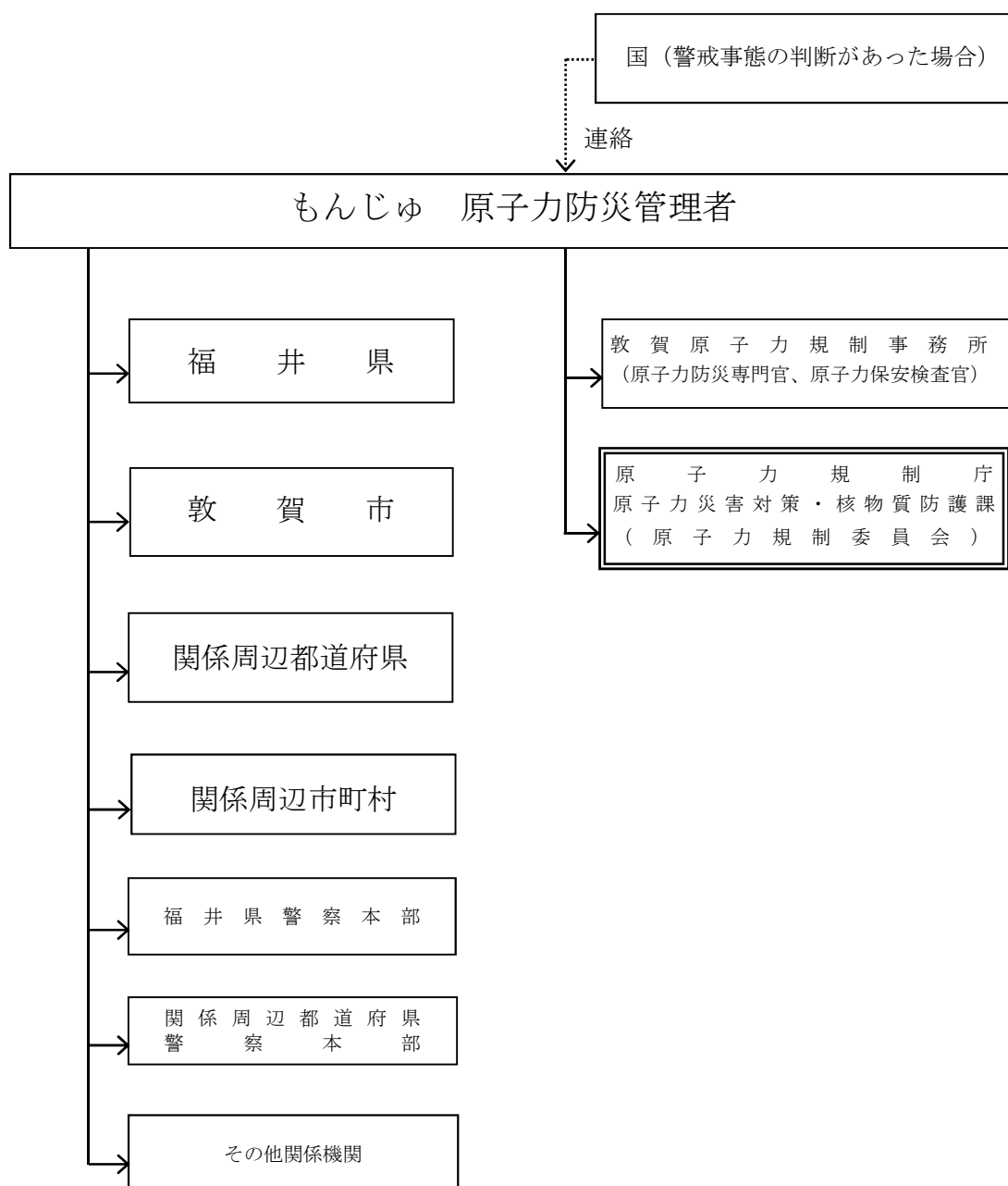
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（2／2）（通常勤務時間外）



（注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

別図 2 - 2 - 5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路

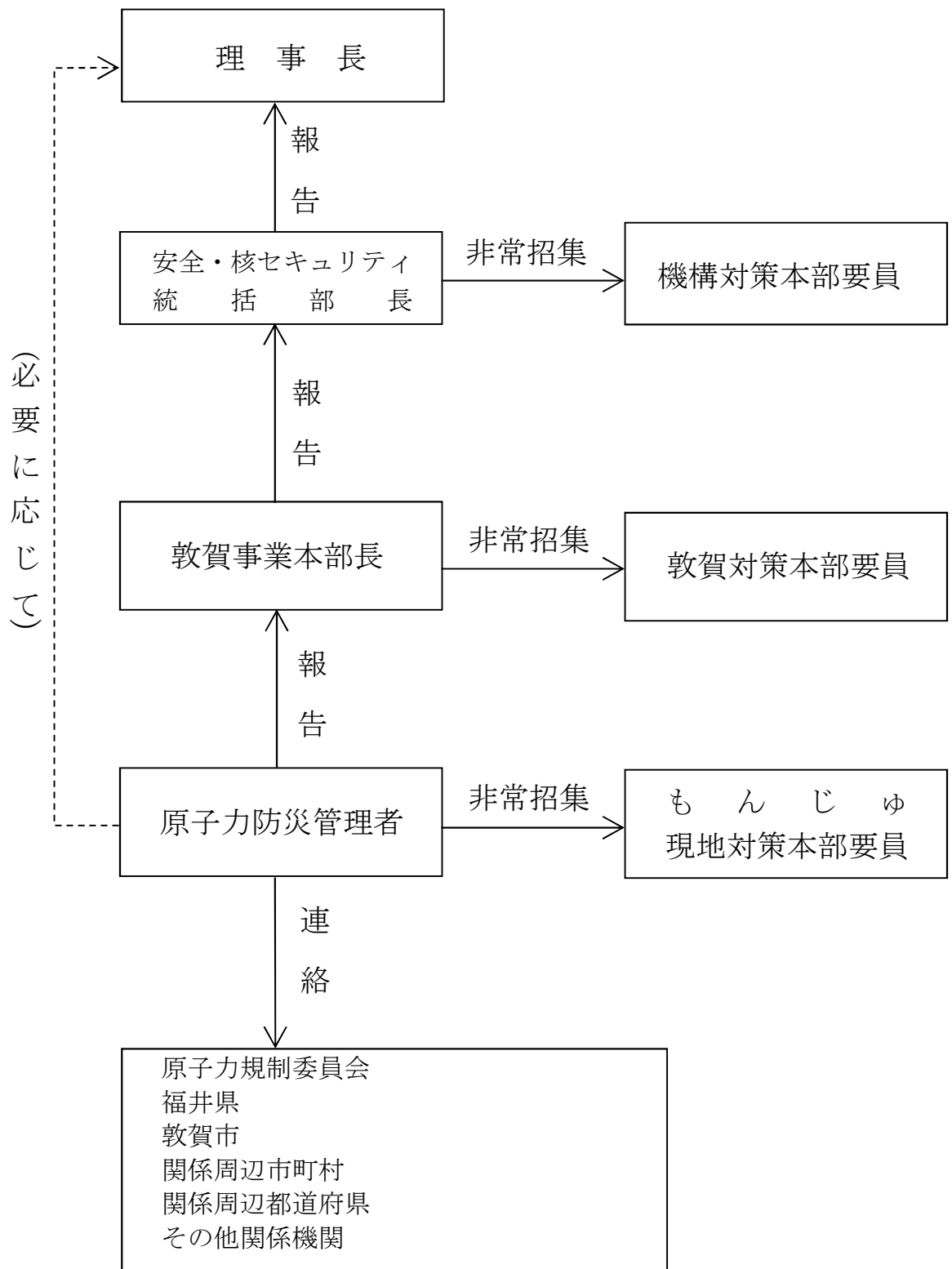


：防災業務計画等命令に係る通報先

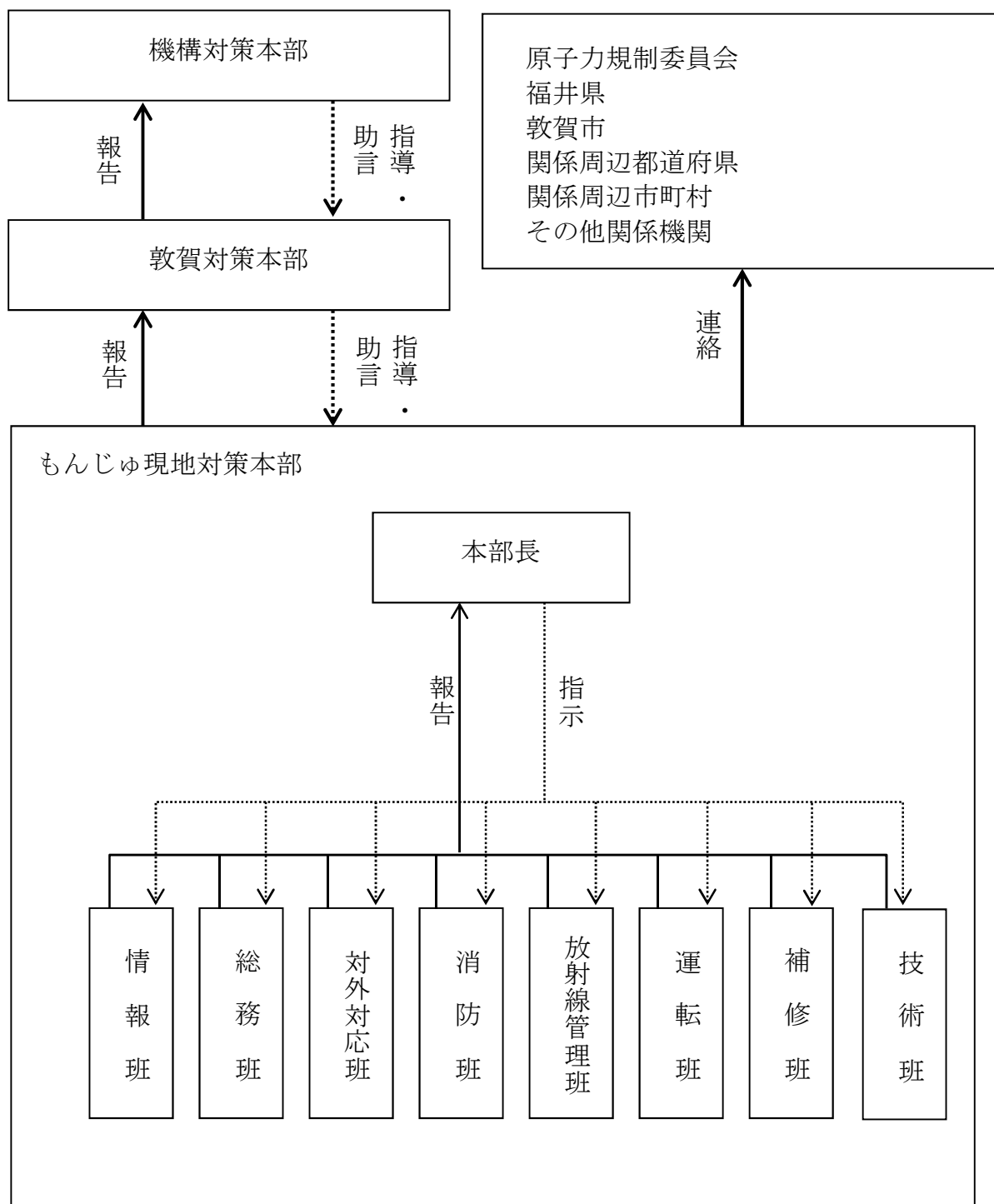


：通報

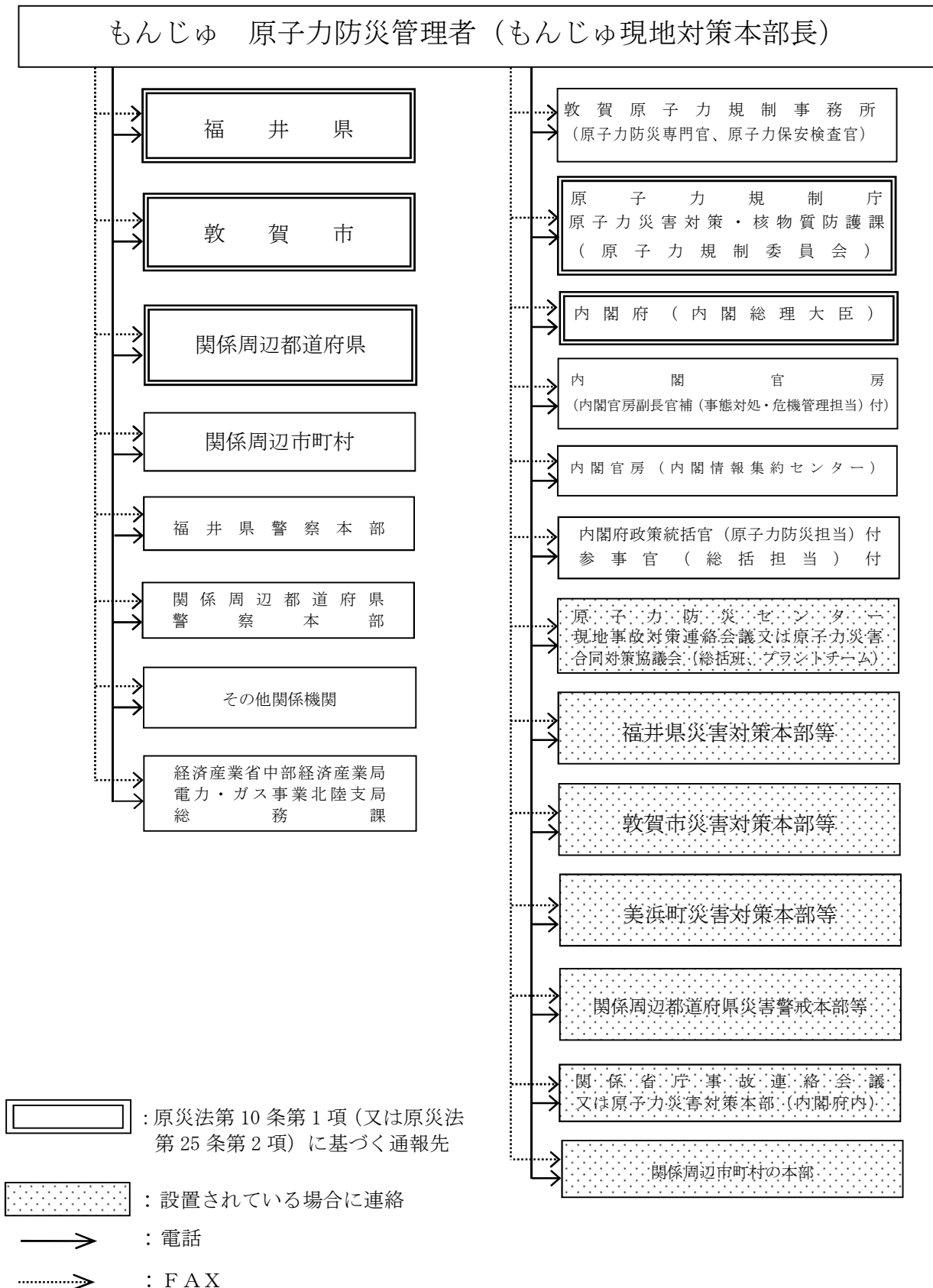
別図 2 - 2 - 6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路



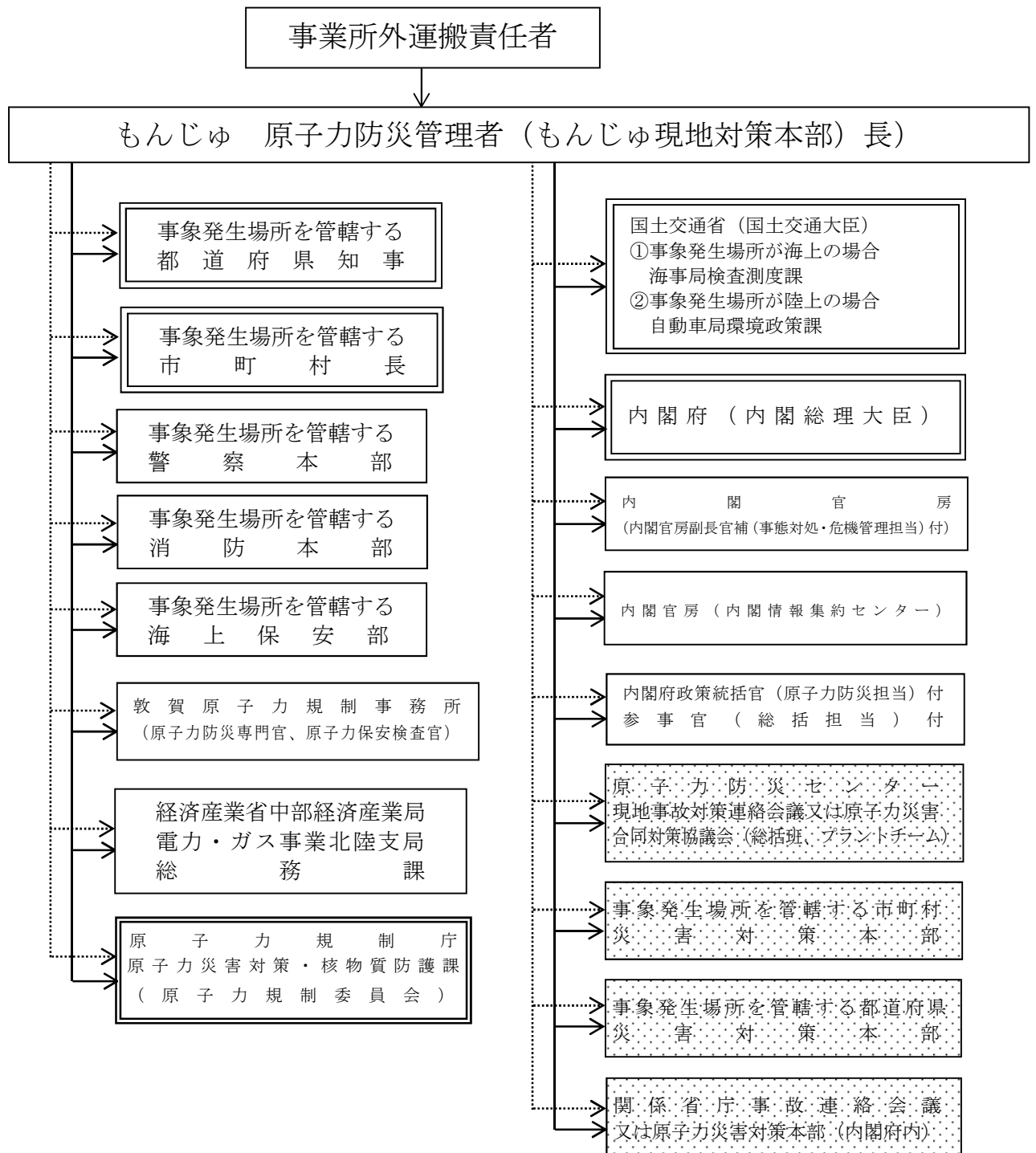
別図 2－2－7 もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路
(警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路)



別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路



別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路



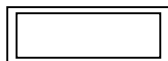
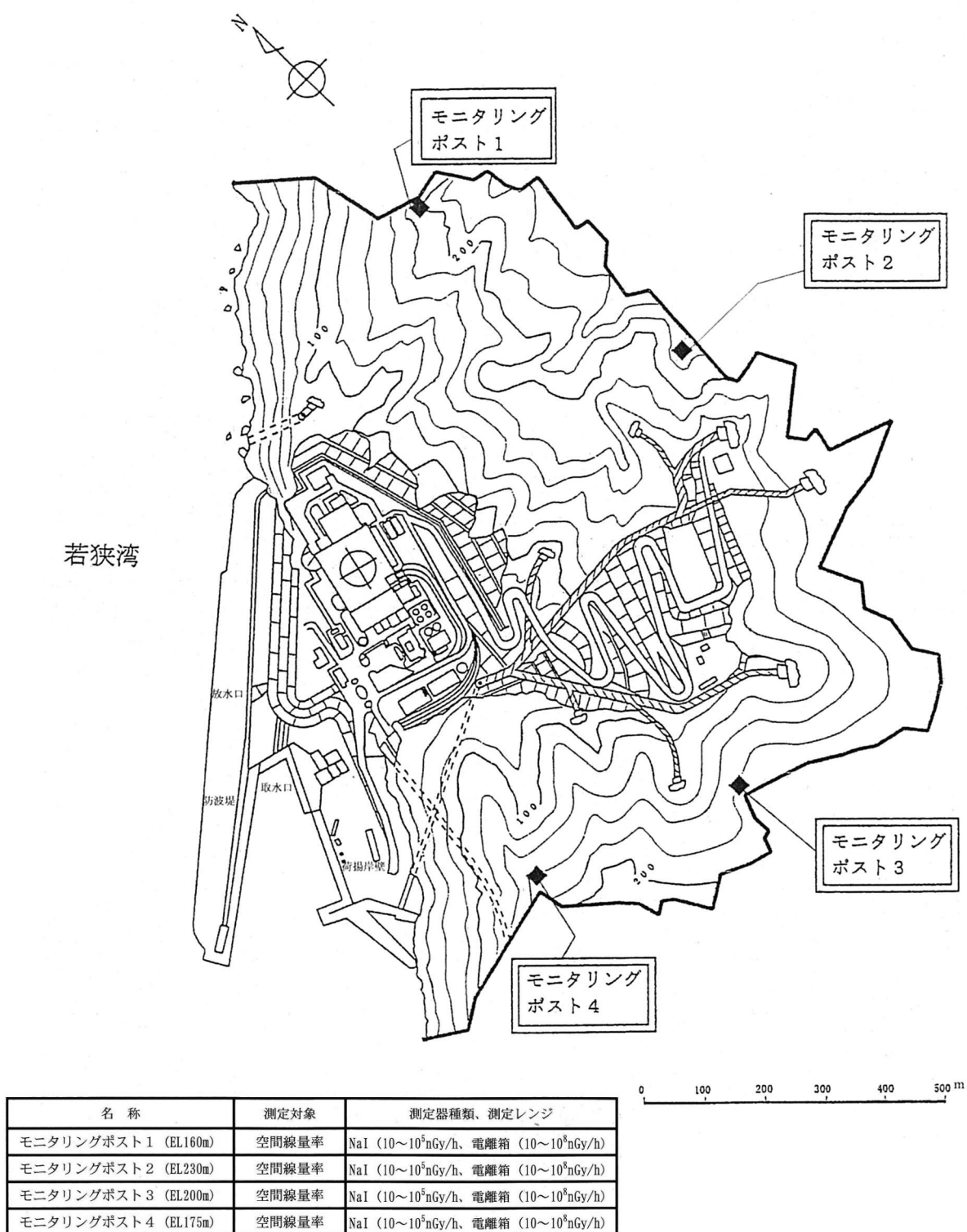
□ : 原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先

▨ : 設置されている場合に連絡

→ : 電話

→ : FAX

別図 2-3-10 もんじゅ施設境界付近の放射線測定設備



：原災法第 11 条第 1 項に基づく通報対象となる放射線測定設備

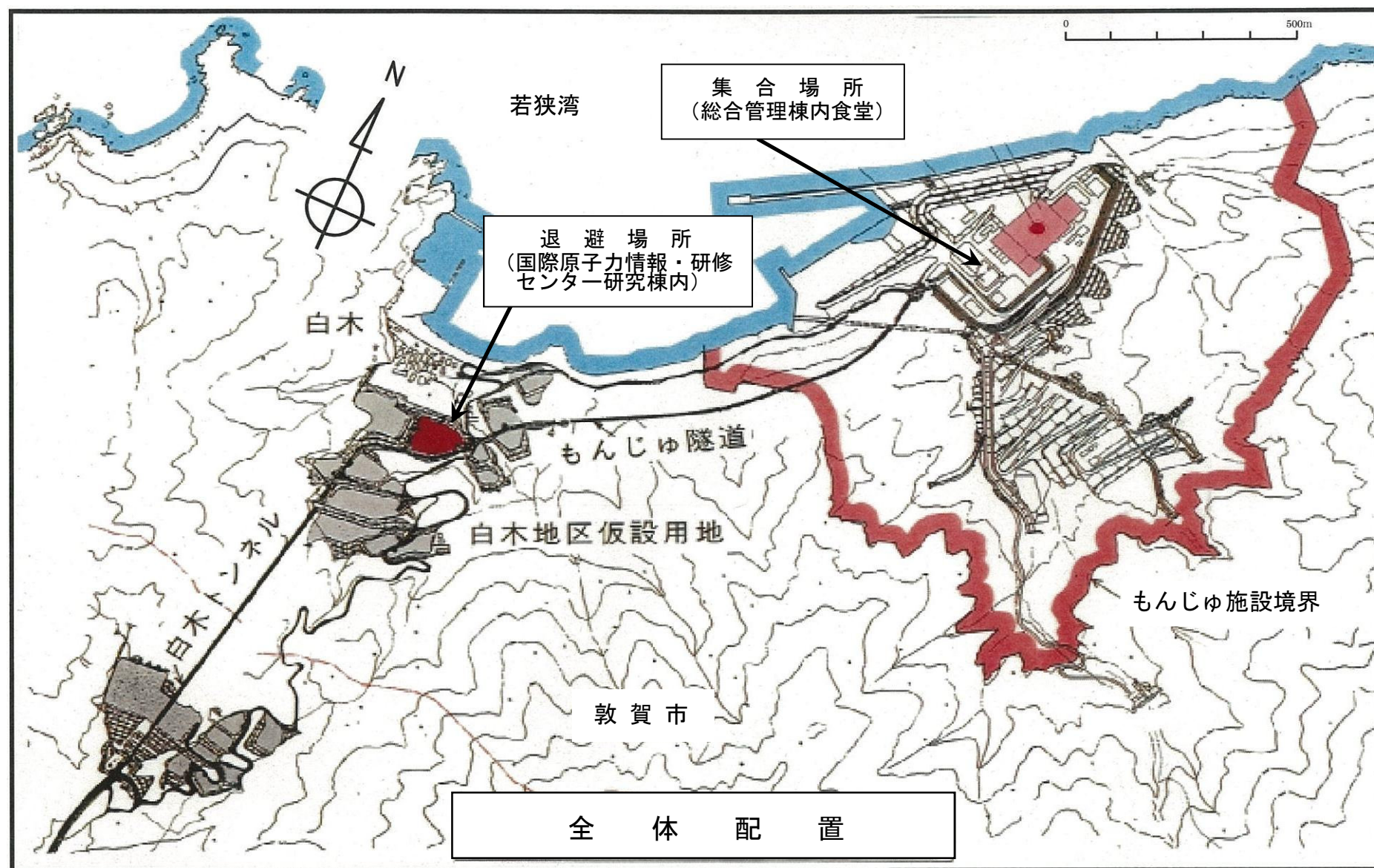


：もんじゅ施設境界線

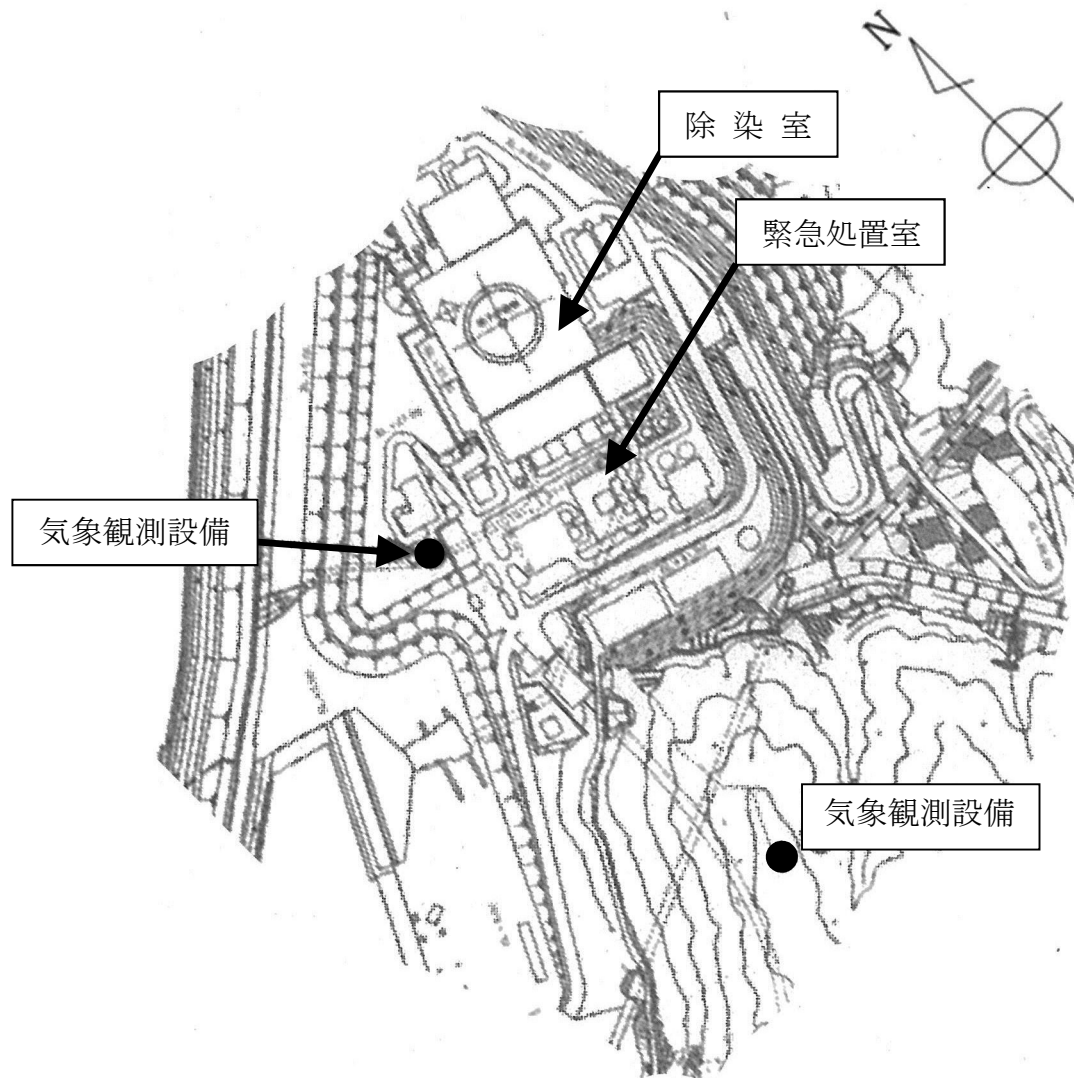
別図 2－3－1 1 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

安全確保上の観点から公開
しないこととしています。

別図 2-5-12 もんじゅ施設の集合・退避場所

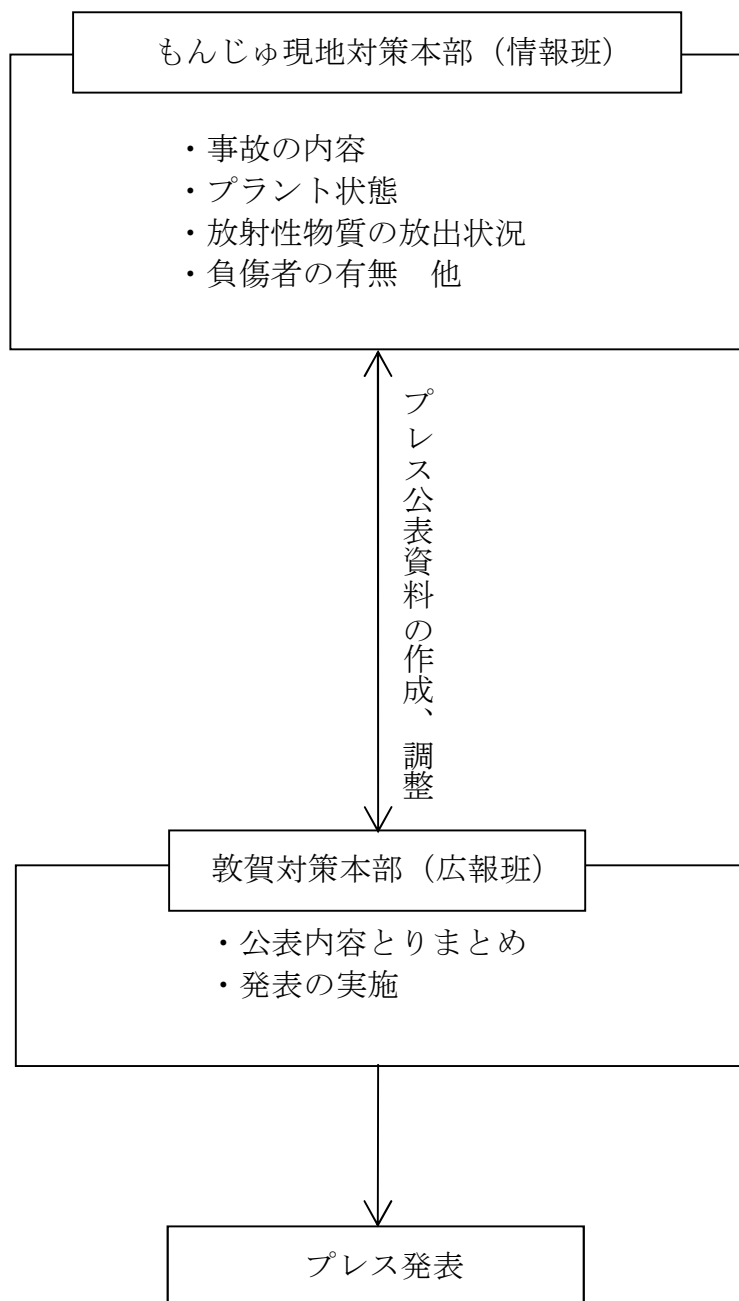


別図 2 - 5 - 1 3 もんじゅ施設内の緊急処置施設等



気象観測設備	風向風速計 (EL37m)
	風向風速計 (EL172m)

別図 3-2-14 公表内容の連絡経路



様式 1-5-1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会　殿

届出者
住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者

所属

電話

)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第７条第３項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　月　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　月　日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調ってない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

樣式 2—1—2 原子力防災要員現況届出書

原子力防災要員現況届出書

	年 月 日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所		
氏名 印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		
業 務 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他の防災要員
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握		名
原 子 力 災 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止		名
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 検 、 応 急 の 復 旧		名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人自署するものとする。

様式 2-3-4 放射線測定設備現況届出書

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2－3－5 原子力防災資機材現況届出書

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住所			
氏名		印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者		所属 電話)	
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒モニタ	台
	その他の固定式測定器	排水モニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定機器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式 2-7-6 防災訓練実施結果報告様式

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者
住所

氏名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第１３条の２第１項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 3 - 1 - 7 警戒事象発生通報様式

警戒事象発生通報

年 月 日 原子力規制委員会 殿 警戒事象通報 通報者名 連絡先 警戒事象の発生について、原子力事業者防災業務計画第 3 章第 1 節に基づき通報します。	
原子力事業所の名称	
件名／EAL 番号	
発生時刻	
状 況	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 3 - 1 - 8 特定事象発生通報様式

特定事象発生通報

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿※															
第 1 0 条 通 報 通報者名 連 絡 先															
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>(2 4 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類／EAL 番号</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所		特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	(2 4 時間表示)	発生した特定事象の概要	特定事象の種類／EAL 番号	想定される原因	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table>		その他特定事象の把握に参考となる情報	
原子力事業所の名称及び場所															
特定事象の発生箇所															
特定事象の発生時刻	(2 4 時間表示)														
発生した特定事象の概要	特定事象の種類／EAL 番号														
	想定される原因														
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table>		その他特定事象の把握に参考となる情報													
その他特定事象の把握に参考となる情報															

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名 / E A L 番号 :

2. 事象発生箇所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 発生事象と対応の概要 (注 1)

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 2)

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

6. プラントの状況

確認時刻 時 分

事象発生時の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	原子炉停止時刻	時 分	炉心平均燃焼度	MWD/T
現在の状況	原子炉出力	%	制御棒状態	
	原子炉液位	mm	1 次冷却材温度	℃
	2 次冷却材温度	℃	格納容器圧力	kPa (gage)

7. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況	放出開始時刻		日		時		分頃		放出停止時刻		日		時		分頃	
	放出箇所								放出高さ (地上高)						m	
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出実績評価		評価時点での放出率						評価時刻までの放出量							
	希ガス		Bq/h						Bq							
	ヨウ素		Bq/h						Bq							
	その他(核種)		Bq/h						Bq							
排気筒モニタ	格納容器 (主排気筒)		cps cpm						補助建物		cps cpm					
モニタポスト	名称	No. 1	No. 2		No. 3		No. 4		MS							
	nSv/h μ Sv/h															
気象情報	天候						風向									
	風速		m/s				大気安定度									

8. 放射性物質の放出評価

確認時刻 時 分

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

9. その他

--	--

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 25 条 報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事象件名／EAL 番号 :

2. 事象発生箇所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 発生事象と対応の概要 (注 1)

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 2)

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3 - 1 - 1 0 (2 / 2) 応急措置の概要連絡様式 (事業所外運搬)

(2 / 2)

6. 輸送容器の状況										確認時刻			時		分	
事象発生時の状況	輸送物の種類							使用容器の種類								
	出発地 / 到着予定地							輸送手段								
現在の状況	火災の有無				有 ・ 無			爆発の有無			有 ・ 無					
	漏えいの有無				有 ・ 無											
	特記事項															

7. 放射性物質の放出状況等										確認時刻			時		分						
放出状況	放出、漏えい開始時刻				日			時		分頃		放出、漏えい停止時刻				日		時		分頃	
	放出、漏えい箇所																				
放射線量	距離・場所																				
	nSv/h																				
	μSv/h																				

8. 放射性物質の放出評価										確認時刻			時		分	
放出見通し		放出評価時刻以降の放出見通し														
最大地点の線量の推定						方位			距離			被ばく線量				
		外部全身被ばく							m			mSv				

9. その他																					

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要 (同法第 15 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生) を以下の通り報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名/EAL 番号 :

2. 事象発生場所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 報告する内容 (注 1)

5. 発生事象と対応の概要 (注 2)

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 3)

(注 1) 原子力緊急事態事象の内容を記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

7. プラントの状況 確認時刻 時 分

事象発生時の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	原子炉停止時刻	時 分	炉心平均燃焼度	MWD/T
現在の状況	原子炉出力	%	制御棒状態	
	原子炉液位	mm	1次冷却材温度	℃
	2次冷却材温度	℃	格納容器圧力	kPa (gage)

8. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 時 分

放出状況	放出開始時刻	日 時 分頃			放出停止時刻	日 時 分頃		
	放出箇所				放出高さ (地上高)	m		
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出実績評価	評価時点での放出率				評価時刻までの放出量		
	希ガス	Bq/h				Bq		
	ヨウ素	Bq/h				Bq		
	その他(核種)	Bq/h				Bq		
排気筒モニタ	格納容器 (主排気筒)	cps cpm			補助建物		cps cpm	
モニタポスト	名称	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	MS		
	nSv/h							
	μ Sv/h							
気象情報	天候				風向			
	風速	m/s			大気安定度			

9. 放射性物質の放出評価 確認時刻 時 分

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

10. その他

--	--

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要 (同法第 15 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生) を以下の通り報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名/EAL 番号 :

2. 事象発生箇所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 報告する内容 (注 1)

5. 発生事象と対応の概要 (注 2)

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 3)

(注 1) 原子力緊急事態事象の内容を記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(2/2)

7. 輸送容器の状況		確認時刻		時	分
事象発生時の状況	輸送物の種類			使用容器の種類	
	出発地／到着予定地			輸送手段	
現在の状況	火災の有無	有 ・ 無		爆発の有無	有 ・ 無
	漏えいの有無	有 ・ 無			
	特記事項				

8. 放射性物質の放出状況等		確認時刻		時	分
放出状況	放出、漏えい開始時刻	日		時	分頃
	放出、漏えい箇所				
放射線量	距離・場所				
	nSv/h μSv/h				

9. 放射性物質の放出評価		確認時刻		時	分
放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し				
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量	
	外部全身被ばく		m	mSv	

10. その他

参考 1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL 区分	警戒事象（AL）		原災法第10条第1項に基づく特定事象（SE）		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象（GE）	
	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	0 1	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	0 2	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	0 3	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	0 4	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	0 5	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	0 6	—	SE06	施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE06	施設内（原子炉外）での臨界事故
止める	1 1	AL11	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
冷やす	2 1	AL21	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	—
	2 2	AL22	—	—	—	—
	2 3	AL23	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	全ての冷却機能の喪失
	2 4	AL24	—	—	—	—
	2 5	AL25	SE25	全交流電源喪失のおそれ	GE25	全交流電源の1時間以上喪失
	2 6	AL26	SE26	全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）	GE26	全交流電源の30分以上喪失（旧基準炉）
	2 7	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失
	2 8	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
	2 9	—	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	3 0	AL30	SE30	使用済燃料貯槽の冷却機能喪失のおそれ	GE30	使用済燃料貯槽冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	4 0	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	4 1	AL42	SE42	単一障壁の喪失又は喪失の可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性
	4 2	—	—	—	—	—
その他脅威	5 1	AL51	SE51	原子炉制御室の機能喪失のおそれ	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	5 2	AL52	SE52	所内外通信連絡機能の一部喪失	—	—
	5 3	AL53	SE53	重要区域での火災・溢水による安全機能喪失の一部喪失のおそれ	—	—
	5 4	—	SE54	特定事象に係る緊急事態事象の発生	—	—
	5 5	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい
	—	—	XSE63	事業所外運搬の特定事象に係る原子炉緊急事態の発生	—	—